

山梨県 荏崎市

史跡 新府城跡

保存管理計画策定資料集

1988

荏 崎 市
荏崎市教育委員会

山梨県 荏崎市

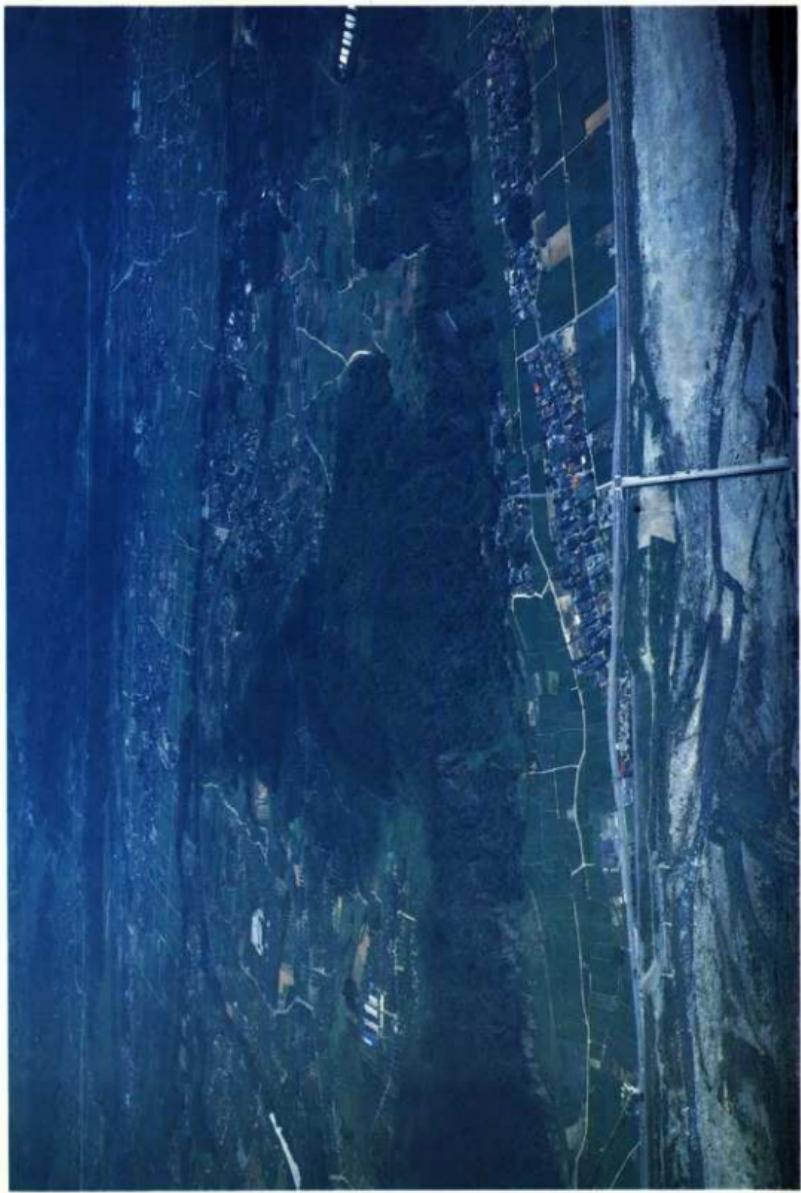
史跡 新府城跡

保存管理計画策定資料集

1988

荏 崎 市
荏崎市教育委員会

図版 0 新府城跡周辺付近空中写真（シンボ空写真研究会社 撮影）



目 次

第1章 保存管理計画策定の経緯と経過	1
第2章 新崎市の地勢と歴史	2
1. 市の地勢	2
2. 市の歴史概要	3
第3章 新府城の歴史的沿革	6
第4章 新府城の構造と研究史	12
1. 新府城の遺構概要	12
2. 研究史	17
第5章 新府城跡指定までの経緯と現状	19
— 史跡指定までの経緯及び史跡の現況・現状変更等について —	
— 新府城関連古文書 —	
— 新府城跡関係参考文献一覧 —	
— 新府城古絵図一覧 —	
図 版	

第1章 保存管理計画策定の経緯と経過

姫崎市は、昭和61年4月30日づけの文化庁告示第7号で、史跡新府城跡の管理団体に指定された。昭和48年7月21日に新府城が国の史跡に指定されてから約13年、昭和54年12月15日に姫崎市長が管理団体の指定申請書を出してから約6年4ヶ月の長きにわたっての指定であった。

韮崎市では管理団体に指定されたことを受け、それまで手つかずだった城跡の本格的な保存管理を行い、将来的に史跡の整備を推進していくために、保存管理計画策定の事業計画を昭和61年度にたて、昭和62年度事業として山梨県教育委員会へ提出した。これに対して、昭和62年4月23日づけで県教育委員会から本事業の国庫補助金交付内定の通知が来、それを受けて本市では補助金の交付を文化庁へ申請し、ここに昭和62年度に史跡新府城跡保存管理計画策定事業が開始されるに至った。

本市では史跡新府城跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」とする）を設置し、第1回の委員会を7月8日に開催し、委員の委嘱を行い、委員会規約（案）審議、新府城跡の概要説明と現地視察、保存管理計画（案）審議が行われた。第2回は9月24日に行われ、新府城跡の現状説明・現状変更、及び新府城関連資料の説明の後、保存管理計画修正案の審議が行われ、若干の訂正を加えた後計画は策定された。また、報告書の筋立ても提示された。第3回は昭和63年1月21・22日に行われ、21日は報告書の内容及び原稿の概要説明が行われ、新資料の提示も行われた。22日は現地及び昭和62年暮に設置された自動車道のバリケード等の現地視察が行われた。



第1図 新府城跡位置図

第2章 莩崎市の地勢と歴史

1. 市の地勢

菩崎市は、山梨県の中央を占める甲府盆地の北西の頂点部に位置し、昭和29年(1954)10月10日に、旧菩崎町・穂坂村・藤井村・中山村・穴山村・円野村・清哲村・神山村・旭村・大草村・竜岡村の1町10ヶ村が合併して市制をした新しい市である。面積は143.44Km²で、全体の約58%を山林が占め、以下田が約10%、畠地9%となり、宅地は約0.3%と少なく山間都市となっている。市域は東北約20km、南北約12.5kmで、鳥が羽を広げた形を呈し、北は北巨摩郡武川村・須玉町・明野村、東は北巨摩郡双葉町と中巨摩郡敷島町、南は中巨摩郡八田村・白根町、西は中巨摩郡芦安村にそれぞれ接している。尚、行政の中心となる菩崎市役所は、北緯35度42分20秒、東経138度26分56秒、標高353.94mに位置し、市以北の嶺北地方の要にあたっている。

地形的には、山地、台地、平地の3地域に大別される。西部は、南アルプス国立公園の一角を占める白根山・北岳・甲斐駒ヶ岳・鳳凰三山などの南アルプス連峰がそびえ南北に走り、その前衛に甘利山、荒倉山などが連なっている。これらは甲府盆地北西縁の階段断層と呼ばれ、その山麓地帯は、溪谷から流れる多数の川によってできた小扇状地と、八ヶ岳火山の噴出物とが堆積し、釜無川の侵食を受けた段丘とからなる台地を形成している。こうした地形ゆえに山麓台地は、透水性の高い渴水地帯であったが、徳島堰の開発により、江戸初期以降米作地帯となり、武川米の産地として知られるに至った。東部は、茅ヶ岳に代表されるフォッサマグナに沿った火山帯があり、それらの火山によって形成された南西側の裾野は、緩傾斜地の高原地帯となっている。この高原台地は、水に乏しい地であったが、近世初頭の灌漑用水設置により水田ができるようになり、現在はブドウを主体とした果樹栽培地帯となっている。北方にそびえる八ヶ岳からの火砕流は、本市の中央を北から南に走り、その西側は釜無川の激しい侵食により、七里岩と呼ばれる急崖を形成している。東側は塩川により削られ、七里岩程ではないが、急傾斜をつくりだし片山と呼ばれている。七里岩の台地上には、小円頂丘と窪地が所々に発達し、元来ここで水を得るには湧水が主体で水利が悪く桑園や畠地が多かったが、近年地下水の汲み上げにより、桃の果樹栽培が成功し、新府城跡の周辺は果樹の産地化が進んでいる。片山と塩川とに挟まれた地帶は低位性の平地で、塩川の氾濫原にあたり、肥沃な土地となっており古くから「藤井五千石」と称せられる県内でも有数の穀倉地帯である。

現在の市街地は、甲州街道、信州往還、佐久往還の宿駅として、さらに釜無川を利用した水上交通の船山河岸をもった交通の要衝として江戸時代に栄えた菩崎宿を中心に発展したものである。今、街道は国道20号・52号・141号となり、また茅ヶ岳の裾野を南北に中央自動車道が走り、JR東日本鉄道株式会社中央本線が、市の中央を南北に貫通している。

産業面では、農業については、米麦生産を上位に、ブドウ・モモ・リンゴなどの果樹栽培が盛んで、重要な産業となっている。工業は、近年は各方面的工場ができ、特に電子工業関連等科

学技術の最先端の工場誘致に力が入れられている。観光面では、豊富な自然をもっているので登山客、観光客を集めている。商業は、近世より岐北地方の中心的な役割を果して來たが、近年の大型店の進出に伴いその傾向を一層強めている。



第2図 菲崎市概要図

2. 市の歴史概要

西部山麓地帯は、溪流の水と日当りの良さの好条件を得、現在市内で確認されている遺跡の内では最も古い、今から約10000年まで遡る縄文時代草創期の宇波円(1)遺跡がある。茅ヶ岳山麓地帯にも日当り良好な湧水点を根源とし、縄文時代草創期から早期の遺跡があり、本市には自然の恵まれた環境の中で、早くから人間が住みついていたことがうかがえる。さらに縄文時代中期以降になると遺跡の数は増大し、坂井遺跡など七里岩台地上にも人間が居住するようになり、狩獵・漁撈が主体の採集経済はその繁栄を極める。やがて、西方から米作農業が伝わってくると、それまで台地上を根拠とした生活の基盤は変化を見せ始める。縄文時代終末から弥生時代の初めは、このような変化の時期であり、米作農業を主体とする生活はそれまで氾濫原

でしかなかった低地の平坦な湿地を重要な基盤とし、藤井平にはその時期の遺跡が何ヶ所も発掘されている。弥生時代を通じ、農耕文化の波及び藤井平全体に広がり、数多くの遺跡が確認されている。続く古墳時代の遺跡は、七里岩台地上、西部の山麓台地上といった平地の近くに発見され、比較的大規模な集落が形成され、方形周溝墓といった墓制もみられるようになる。続く古墳時代については、市域内に時代を象徴する古墳の数が希少であり、その規模も小さく、しかも後期古墳に属するものであることから、甲府盆地東部の中道町側の大規模古墳を有する地方豪族に支配され、古墳をもてるような権力者が育たなかつたと推定される。古墳時代後期の遺跡は、現在確認されているものは少なく空白となっている。

奈良、平安時代になると、本市周辺は再び脚光を浴びる。すなわち茅ヶ岳の裾野の台地上は水に乏しく草原などになっていたが、この環境は牧場としては最適であり、官牧に利用され穂坂牧となつたからである。この時代の遺跡は、藤井平を中心にして多く存在し、その一部については発掘調査もなされている。また、中条・北下条・南下条の地名は条里制の名残であろう。しかし律令制下の郷に比定される地は、「和名抄」にのる余戸郷だけである。時代が下り莊園が各地に発生すると、余戸郷は甘利庄になる。藤井平の一帯は莊園とはならずに、国衙の直轄地として藤井保として存続する。穂坂牧は官牧から地方豪族の手中に入り、地方武士団の力を増強させる一因となっていく。

中世、新羅三郎義光の孫甲斐源氏清光の子の信義は、兄光長を抑え甲斐源氏の惣領となり、現在の本市神山町武田の地に館を構え、武田氏を称するようになった。武田氏は氏神として武田八幡神社を創建し、駿成寺に阿弥陀三尊を祀った。これらは現在貴重な文化遺産として市内に残されている。穂坂町日之城は、武田信義の子孫信長が15世紀に武田氏に反抗する守護代跡部父子、国人逸見氏らとの戦闘のため築いた城で、茅ヶ岳山麓の末端鷹ノ巣岩の要害に位置し鷹ノ巣城と称したが、旗印に日章と使用したので日之城・日之出城とも言われた。この一連の活動を日一揆と称するが、信長は荒川の戦に敗れてしまう。西部山麓地帯はいつ頃から筋といふのか明確ではないが武川筋と称し、武田信光の四男一条六郎信長の孫一条源八時信が南北朝の時代子孫をこの地の諸村に分封し、それぞれの地名を苗字として青木・折井・山寺・柳沢・山高・教木石・入戸野を名乗り繁栄していった。彼ら諸氏は地域武士團を組織し、戦国時代には武川衆と呼ばれ、古くから武田家臣団の有力な一翼を構成していた。彼らは武田家滅亡後は徳川氏の旗本となつていった。

戦国時代に入ると、武田信虎は甲斐国内の統一をすすめ、有力国人層を征服していく。享禄4～5年（1531～1532）の河原部の合戦は、塩川の河原を舞台に行われ、これに勝利した信虎によって甲斐国内は統一される。その後家督を継いだ信玄は、戦国随一の軍略家と歌われ天下に勇名をはせたが、元亀4年（1573）に死去した。跡を継いだ勝頼は、天正3年（1575）長篠の戦で、織田信長・徳川家康連合軍に大敗し、以後武田氏は衰運にむかう。勝頼は甲斐國への敵の進攻に備え、天正9年（1581）に七里岩台地上に要害の地を選び大規模な新府城をつくり、甲斐

の府中をいったん移したが時すでに遅く、翌天正10年3月、戦わずして城を焼きはらい逃げ落ち東方田野の地で武田氏は滅亡した。尚、本市には悲劇の将勝頼の夫人北条氏が、大勝頼のために武運長久と領国の平和を祈願し武田八幡神社に奉納した文書が伝わっている。

戦国の世が終り、織田・豊臣・徳川へとめぐるしく支配体制が変わったが、甲斐国には宝永元年（1704）から享保9年（1724）まで甲府藩主がおかれその支配下に入ったが、享保9年以降は幕府直轄領となり、本市域は甲府代官所の支配となった。本市の村々は慶長6年（1601）の石見検地によって石高が確定され、その後何回かの検地により、石高は増えていくが、村により代官所の支配が、頻繁に変っている。延享3年（1746）甲斐国内に一橋家所領がおかれ、最初宇津谷村（現双葉町）に置かれた陣屋は、宝暦3年（1753）には河原部に移され、西岩下村・祖母石村・藤井平の諸村・河原部村・岩下村・上野山村など一橋家所領になった。一橋家所領は寛政6年（1794）には廃止され、幕末のころには本市域は全て甲府代官所支配にもどる。一方、慶長年間（1596～1615）に、釜無川・富士川の水運が開かれると、甲州街道の整備と相俟って信州・峠北地方の米麦と、鎌沢につく太平洋側の塩・魚貝類との馬と舟による運送によって、韮崎市は集散地としての意義を強め、宿場町として発展していった。

明治4年（1871）、甲斐国は山梨県となり、中央集権化の進むなか、明治7年（1874）に旧村が統合されて本市域ではそれまでの37ヶ村が12ヶ村となり、明治11年（1878）には北巨摩郡に属した。明治22年（1889）の市制町村制施行段階では、穂坂・河原部・穴山・祖母石・更科駒井・下条・中田・円野・清竹・神山・旭・大草・龜岡の各村が存在した。明治25年（1892）には、河原部村が町制を施行し韮崎町となる。明治時代には江戸時代からの余勢を駆って、韮崎宿はますます繁栄し峠北地方の政治・経済の要となり、商店が軒を並べ、特に米穀・塩・馬鹿の商いが栄えた。明治36年（1903）に国鉄中央線が開通し韮崎駅が開業して貨物業が行われると、集荷した物は馬の背を借りずに、各駅ごとに直接甲府駅にさらには東京へと送られるようになり、鎌沢も甲府へ物資が集中するようになって韮崎宿は一時寂れかけた。産業は、米麦生産以外に明治10年（1877）以来養蚕が盛んとなり、現在でも本市の主要な産業に上げられる。

その後、第二次世界大戦前後の不況を抜け、荒廃した町村の環境整備が推進され、道路・水路の改修、橋梁の新設乃至改修が多く行われ、再び韮崎のまちは活気を取り戻した。また、鉄道の開通で一時衰退はしたが、その後自動車の発達と国道の整備拡張にともない、旧街道は交通道路として重要視されるに至り、旧韮崎宿は、1町10ヶ村が市制を施行して昭和29年（1954）10月10日に誕生した韮崎市の市街地として発展をしていた。近年、中央自動車道の開通と、それと国道とを結ぶ道路網の整備が進み、首都圏から車で2時間余りで往来できる地の利を生かし、モモ・ブドウ・リンゴなどの果樹栽培の奨励、活性化をもたらす「農業誘致の推進」を行っている。また、豊かな自然環境を背景とし、市内に遺された貴重な文化遺産、遺跡を保護活用し健全な文化的都市づくりを目指し、全国に先駆け生涯学習推進の町づくりを宣言し、「武田の里」韮崎市はその発展の歩みをとめることなく今日に至っている。

第3章 新府城の歴史的沿革

(1) 新府城成立以前の武田氏館

大治5年(1130)、常陸国武田郷に棲んでいた清和源氏の義清・清光父子が濫行事件を起こして甲斐国へ流罪となり、そのまま上着したのが甲斐源氏の始まりといわれる。彼らの子孫は半世紀足らずの間に甲府盆地各地に分拠し、勢力を張るようになった。

その中で、武田郷(亘崎市神山町武田)に館を構え、武田氏を称したのが清光の子信義である。彼は甲斐源氏の惣領として、治承4年(1180)の平家討伐のための戦いに一族を率いて参戦、富士川の合戦で平維盛軍に大勝するなど活躍するが、間もなく頼朝に疎まれ、後繼者と目された嫡子一条忠頼が鎌倉で謀殺されるなど、失意の中で世を去った。しかし、武田氏の名跡は、頼朝の信任を得た5男信光に受け継がれ、以後戦国時代に至るまで中世を通して甲斐国の支配者として武田氏が君臨することになるのである。

武田氏が甲斐守護職に任命されたのが明らかであるのは、南北朝時代の信武以降のことである。鎌倉時代については最末期に政義がそれであったと考えられる以外不明であるが(佐藤進一『^前鎌倉幕府守護制度の研究』)、鎌倉時代を通じての甲斐国的情勢からして、武田氏以外から甲斐守護が任命されたとは考えにくく、鎌倉初期の信光の時から甲斐守護を武田氏が勤めてきたものと思われる。

歷代の居館は必ずしも明らかではないが、信光-石和町市部(か)、信成-八代町北・清道院境内(信守の館ともいう)、信春-塩山市千野・慈徳院境内、信重-石和町小石和・成就院境内、信昌-甲府市川田町(後に春日居町下岩下)、信虎-甲府市川出町などの所在が伝えられている。いずれも石和を中心とした甲府盆地東部に集中していることは、この地域が律令時代以来の政治的中心地であったことを示すとともに、武田氏にとってもその勢力基盤であったと考えられる。造構ははっきりとしないものが多いが、清道院境内にみられる如く、基本的に方1町の地を上屋と堀とで囲んだ単郭形式であったと考えられる(小野正文「武田氏の居館の変遷について」/『日本城郭大系』8巻)。

永正16年(1519)、国内の反対勢力をほぼ制圧した信虎は、居館を川山から躑躅ヶ崎へと遷した。今の国史跡武田氏館跡(甲府市古府中町)である。当初館として設けられたのは現在武田神社のある東・西曲輪(東西約120m・南北約130m)の単郭部分と考えられるが、翌年には詰の城である要害城を北に築き、さらには館右手に湯村山城(大永3年=1523)、左の一条小山(現甲府城跡)に防衛施設(同4年)を設けるなど軍事的機能の強化を図るとともに、その間に城下町の建設を行い、領国経営の拠点とした。館建設の地を当初から「甲府」=甲斐府中と称していることからも、信虎の意図は察せられるのである。

以後、甲府の館は武田二代-信虎・信玄・勝頼一の居館として、60余年にわたる武田領国支配の本拠として使用していくことになる。

(2) 新府築城

元亀4年（1573）4月12日、武田信玄は信州伊那郡駒場に病死した。その跡を嗣いだ勝頼は、天正3年（1575）4月大軍を率いて三河へ侵入、長篠城を囲むとともに、その援軍として駆けつけた織田・徳川連合軍と設楽原に対峙した。決戦は5月21日に行われるが、鉄砲隊のために武田軍が大敗したことはよく知られている。世にいう長篠の戦いである。

以後、勝頼はその退勢を回復すべく、北条氏政の妹を夫人を迎えて北条氏と結んだり（天正5年1月22日）、謙信亡き後の上杉景勝・景虎の相続争いには景勝を支持し、景勝に妹お菊御料人を配する（同7年10月20日）など近隣諸国との関係修復に努めている。しかし、景勝との同盟は氏政の反発（景虎は氏政の実弟）を招き、北条氏は敵に回って徳川家康と手を組む。その上、織田信長と永年にわたって対決し、武田氏とも通じていた本願寺光佐（顕如）が天正8年（1580）閏3月7日信長と和睦して右山から紀伊の難賀に去ってしまう。こうして、宿敵上杉氏との同盟は成了ったものの、小田原の北条氏政、浜松の徳川家康及びその背後にいる織田信長との対決が次第に明確になってくるのである。

天正8年の甲斐国をめぐる動きを年表的にその概略を整理してみると、

3月 ○勝頼、駿河国浮島ヶ原で氏政と対峙、水軍の戦闘あり。

○家康、天王馬場へ出陣して大坂・中村の2砦を築き、高天神城を逼迫。

閏3月 信長の臣柴田勝家、かつての信濃の将小笠原長時の嫡男貞慶に対し、信濃の諸士を武田から離反させ、信長に味方するよう勧説。

5月 ○家康、駿河国田中城外を蹂躪。

6月 ○家康、横須賀に陣して鹿島・能坂の砦を築き、高天神城を開む。城外に放火。

○勝頼の臣真田昌幸、北条氏と戦い、沼山城を攻め落とす。

8月 ○勝頼、駿河国黄瀬川で氏政と対峙、伊豆国戸倉で戦闘。

勝頼、沼津城を修築。

10月 ○家康、高天神城の周りに砦6所を増設。

など、徳川・北条氏との武力衝突が繰り返され、緊迫した状態が続いている様子が知られる。

長篠の敗戦後、勝頼は本拠である甲府の防衛機能の強化に意を用いてきた。敗戦の翌年である天正4年（1576）6月1日付けで、蒂那郷（甲府市上蒂那・下蒂那）に対し、毎月3日の「積翠寺御要害」（要害山）の普請を命じたことは（石和町松本・三枝克巳家文書）、いざという場合に対処するため要害山の大修築を行おうとしたことを示すものである。また、天正7年11月2日付けで、多分駿河の陣中から甲府にいる跡部美作守他の四奉行に当てた文書（上野晴朗『定本武田勝頼』）では、「覚悟の旨候間、積翠寺の用心、別して念を入れ申し付けらるべき事」と、要害山の警備に念を入れさせている（『甲斐国志』巻121所収文書）。しかし、天正8年後半期には信長による甲斐・信濃侵攻の諭諭、風聞が流れていたといわれ（上野氏前括書）、また前記の同年の戦闘状態から、既存の施設での防衛に不安を覚えた勝頼は、新府城築城を決

意するに至るのである。

新府築城を決意した時期は明らかではないが、天正8年の末頃には、既に決めていたらしい。

上意示し預るに就いて啓せしめ候、仍つて新御館に御居を移され候の条、御分国中の人夫を以て、御普請成し置かるべく候、これにより近習の方に候跡部十郎左衛門方、その表人夫御改として指し遣わされ候、御条目の趣御得心ありて、来月十五日に御領中の人々も着府候の様に仰せ付けられるべく候、何れも家十間より入足一人宛召し寄せられ候、軍役衆には、入足の糧米を申付けられ候、水役の人足差し立てらるべく候の由、上意に候、御普請の日数三十日に候、委曲跡十申さるべく候、恐々謹言

真安 昌幸御花押

正月廿二日

（「長国寺殿御事蹟稿」／『信濃史料』卷15）

新御館が新府城のことである。勝頼から築城を命ぜられた真田昌幸が、某（信濃先方衆の出浦氏）に対し、2月15日から始める予定の普請工事についての人足徵發割合を家10間につき1人と定め、その食料は軍役衆負担、水役人夫は別途徵發などのことを通知したものである。普請日数30日は、新城落成までの予定日数ではなく、某に対する出労日数のことであろう。

工事は予定通り着工したものと思われるが、昼夜兼行の突貫工事であった。開始から1ヶ月もたたない3月6日には、勝頼は築城責任者の一人である原隼人佑貞に對して、「其の地普請のため夜陣、昼夜の勞煩察せしめ候、然りと雖も、分國堅固の備え、此の一事を極まり候の条、苦勞ながら夜を以て日に繼ぎ、^{うなづけ} 弥念を入れられ、相持がるべき儀、^{いざな} 憑み入り候」と書状を送り、その労をねぎらっている（原文書／『信濃史料』卷15）。また、同日付けではほぼ同様な内容の書状が浦野孫六郎にも与えられているが、彼も貞胤と同様に築城責任者の一人だったのだろう。

このように急ピッチで築城が進む中で、家康に対する抑えとして重要な役割を果した高天神城が3月22日陥落する。武田氏の追勢は覆うべくもなく、味方に動搖を与え、築城人夫の動員にも影響が出た。5月13日付で勝頼が再度貞胤に与えた築城の督勵状に、「岩尾衆へ普請疎略に有るべからざるの趣、催促簡要に候」とあるのは（「諸州古文書」／同前）、動員を忌避したものかいたことを示している（「蘿崎市誌」）。

城は9月頃には何とか完成したらしい。常陸佐竹氏の老臣樺原政景が安房里見氏の老臣に出した同年10月18日付の書状に「甲府には、蘿崎と号する地に新城を築かれ、去月普請悉く出来し候」と記されているからである（「舊武州古文書」）。

だが、勝頼の入城はすぐには実現しなかった。北条方の伊豆戸倉城主笠原範貞が内応してきただけ、氏政との緊張関係が高まり、伊豆・駿河方面へ出兵せざるを得なかつたからである。移居が遅延している事情については、落成祝いとして早速祝い物を送り届けてくれた上杉景勝に対し、勝頼自ら11月10日付けの書状の中で、前述の状況を説明して弁明している（「上杉家文書」）。移居が実現するのは、年も押し詰った12月24日のことである。

(3) 武田勝頼在城時代

天正9年12月24日、勝頼は3代60余年の居館であった鄒爾ヶ崎館から新府城へと移っていった。移転にあたっては、古府中の館を徹底的に破却して出立するが、それは「路へ御心残されずして、此の城（=新府城）へ早く御越し有るべきと、ありての事なれば、古府中にても、いづかたにも籠りなさるべき所、有る間候」のためであると『甲陽軍鑑』は伝えている。

その行列は「御台所の、館へ御移りのときは、金銀・珠玉を鏤めたる輿車、あたりも輝くばかりにて、御供の衆数知れず、古府より新府のその間三百余町と申せしを、呼びつる、さしつる、移らせ給う」（『理慶尼記』）ときらびやかであったが、一方信長は12月18日には武田攻略のため三河国牧野城に米8000俵を蓄えるなど包囲網が強化される中での懇意な引越であった。この新城への移転に際し、諏訪社上社神長官守矢信真は城の安泰と武運長久を祈り、勝頼から札状をもらっている。

また、館の移転は家臣団の屋敷の移転も伴った。『甲斐国志』には、山県氏（伊藤謹）・長坂氏（次第准）・大学屋敷（同、小山田氏か）・甘利氏（同）・穴山氏（同）・青木氏（石水）などの屋敷跡が記載されているが、土塁に囲まれたこれらの屋敷は戦力を確保する上で必要であるとともに、新府城の防衛機能を補完する意味をもっていた。一旦は入居したものの、新府城そのものと同様に未完成で、さらに整備を行なっていかなければならない状況であったと思われる。

ところが、翌10年1月には勝頼の妹婿である信州木曾福島城主木曾義昌が信長方に寝返ったのである。同月27日茅村左京進の注進を受けた勝頼は（『甲乱記』）、2月2日新府城を出て諏訪郡上原城に陣を構えた。翌日、信長は「諸口より出勢すべきの旨仰出だされ、駿河口より家康公、関東口より北条氏政、飛彈口より金森五郎八大将として相勧き、伊奈口、信長公・三位中将信忠卿、二手に分つて御乱入なすべき」と（『信長公記』）、甲州総攻撃を命じた。

2月12日、信忠が木曾救援のために行動を起こすと、武田方の諸城は戦わずして、或いはあっけなく次々と落ちていった。14日にはまず松尾城の小笠原信嶺が投降、飯田城の坂西織部・保科正直らが敗走、16日鳥居村で今福昌和敗戦、17日大鳥城の武田道延軒ら城を捨てて退去と、武田軍の抵抗は誠にあっけない。

さらに武田親族衆の筆頭穴山信君が家康に降ったことを聞いた勝頼は、2月28日上原城を引き払って新府城へ戻った。

この頃、信長は攻撃陣の武将河尻秀隆に対し、勝頼の处置を事細かに指示している（愛知県黎明会所蔵文書）。その書状によれば、

- （續）
一、武田四郎、高嶋に居り候の間、甲州へ引き退き候の由、^{いは}跡実儀聞き届け、重ねて申し越すべく候。
一、四郎、新城にらが崎事、^{（書）}普請予廣く出来せず候の事、定めて其の分たるべく候、然る時に籠城すべきやの山、其の意を得候、尚なお四郎居處聞き届け、注進すべく候、駿河口・

関東口・川中島・木曾口何れへも手当仕り、四郎無人の由、是れまた其の分たるべく候、たとい入戻候とも、かくの如く候上は退治程あるべからず候、とかく我々出馬せざる以前卒尔の動き候ては曲事に候。

とあって、勝頼の行動に対する細密な情報収集と慎重な軍事行動を求めるとともに、新府が未完成の城であることを承知しながらも、籠城に対する若干の危惧を表明している。長期戦になることを恐れてのことであろう。

勝頼に新府籠城の意思があったかどうかは明らかではないが、3月2日弟仁科盛信の守る高遠城落城の報に接すると、翌3日自ら城に火を放って新府を退去している。前夜の論議では、高遠城が1ヶ月も敵軍を支えてくれれば、その間に「当城の善説も漸く出来し、又軍の衆議以下落着すべし」と考えていたのに、あつという間の落城で、「当地において防戦を遂ぐべしと思えども、善説も未だ成就せず、橹の一間もなければ相叶わず」（『甲乱記』）という状態であったので、真田昌幸の上州吾妻城への退去と郡内小山田信茂の岩殿城への退去を検討し、岩殿へ向うことに決定したという。新府城にはわずか68日間の在城であった。

岩殿に向った勝頼は、小山田信茂の叛によって岩殿城に入ることができず、攻められて田野において自害し、ここに甲斐武田氏は滅亡した。

(4) 天正壬午の乱と新府城

勝頼を追って甲州へ入ってきた織田信忠は古府中の一条右衛門大夫の屋敷を当面の本拠とした（3月7日）。勝頼の死後、河内領を除く甲斐国の領主に河尻秀隆を任せた信長は、自らも諏訪から甲斐国へ入ってくる。4月3日、台ヶ原を立った信長は、「勝頼居城の甲州新府灰跡を御覧じ」（『信長公記』）、信忠が古府中の館へ造った仮御殿へと迎えられた。新府城は勝頼が火を放ったままの状態で放置されていたらしい。甲斐国の治所は再び甲府へと戻ったのである。

ところが、6月2日本能寺において信長・信忠父子は明智光秀に討ち取られ、上京中の穴山信君も宇治で殺されてしまう。また、甲斐国でも新領主河尻秀隆が一揆により殺され、その後は徳川・北条両氏の争うところとなつた。

7月3日、家康は甲信経略のために浜松城を出発するに際し、有泉信閑・穂坂常陸介らの穴山信君の旧臣らに書状を送った。

急度申し越し候、仍て其方何れも其表案内者の事に候の条、本多豊後守父子・大久保七郎右衛門・石河長門守相談し、新府中へ移られ候て、信州表の計策畢竟第一に候、我等儀も今日三日出馬候の間、頼に其表へ打出すべく候。

信州攻略のために新府城を拠点とするとともに、本多広孝・同康重・大久保忠世・石川康通らの案内者として行動するよう命じているのである。

9日甲府に着いた家康は、上野方面から信濃へ入り南下してくる北条氏直に対抗するため、伊奈の下条頼安（7月7日）や知久頼氏（7月10日）に諏訪地方への出兵を促すとともに、前

記書状にみえる諸将を諏訪へ向かわせた。諏訪鳥島城の諏訪頼忠は北条方に帰属したので、これを攻撃するために諏訪郡乙骨に酒井忠次が陣を敷くが、その中に大久保忠世・石川康通・木多父子・大須賀康高・国部正綱・穴山衆らが参加している（『三河物語』）。新府城は彼らの兵站基地として機能していたものと思われる。

8月に入り北条の大軍（4万3千とも2万ともいう）が迫ると、徳川軍（2千とも3千ともいう）も撤退を余儀なくされ、6日新府城へ引き上げた。追撃してきた氏直軍は若神子に陣を構えた。10日には家康が新府城に入り、ここを本陣とするのであるが、その間の緊迫した事情を『家忠日記』は次のように伝えている。

人數一萬餘、味方人數二千餘

六日 相州氏直押出し候て、新府迄引取候、敵かけ付候、敵一里程に陣取候、古府中人數少々かけつけ候

七日 敵備押出候、味方備も新府山へ出候

八日 家康、古府中より新府へ物見に移され候て、相陣成候

九日 家康陣を新府城へ寄せられ候

十一日 新府むかいにあら城普請候

この時、家康が率いていた軍兵は八千余といわれる。8月12日には、御坂峠を越えて黒駒に入ってきた北条氏忠を鳥居元忠らが迎え討ち、大勝するが、それ以外にはたいした武力衝突はなく、10月29日上野国沼田を氏直に甲斐国都留郡及び信濃国佐久郡を家康に与えることで和議が成立した。

新府城に家康がいつまでいたかわからないが、甲斐の將士に対しての旧領安堵や新知宛行などの戦後処理を行ない、12月12日には甲府を立っている。

(5) その後の新府城跡

新府城が城としての機能を果さなくなった時期は明らかではない。しかし、講和の結果信濃をも押えることのできた家康にとって、北からの脅威が薄らいだことは事実であり、また、翌年には甲府城築城にとりかかり、甲府を甲斐国の治所としようとしたことは明らかであるから比較的早く放置されたのではなかろうか。したがって、新府城は天正9～10年という非常に限定された時期の遺構をよく残しているということができよう。

江戸時代には、本丸の一角に武田時代から新府城の造られた西の森を社地としていたといわれる藤武神社（『甲斐国志』には「稻荷明神」とある）が祀られた以外、山は林地として、その周辺は畠として維持されてきたことを『甲斐国志』や『甲斐叢記』などの記事が伝えている。

第4章 新府城の構造と研究史

1. 新府城の構造概要（第1・3図）

はじめに

新府城は八ヶ岳南麓に形成された七里岩台地上に点在する流れ山の一つ、標高 525m の城山に築かれた戦国期末の平山城である。城の築かれている山は、西は比高100mを越える急崖、東側や南側からの比高は60m前後を測り、西と南になだらかな独立峰である。山頂にある本丸を中心に、北から南東にかけて幅50m前後の堀を巡らし、大手は南東麓、搦手は北西の急崖の上に置かれ、全体面積は約25haを越える巨大な城である。造構の説明は大手より順に行っていく。

I 大手とその周辺

城山の南東麓の中腹に、標高 480m、比高25mほどの所に三日月堀を伴う丸馬出形態（①）の内構形の大手がある。三日月堀の外側には高さ 0.5mの土塁があり、この土塁の中央から幅30mのテラスが10mほど外側に張り出している。三日月堀の深さは現状で 1.2m前後を測る。大手への進入路はこの堀の西を北に登って、高さ10mの土塁の下で直角に東に曲がって、構形方向へ登っている。この付近には1 m前後の石が散乱しているため、土塁には外からの道がぶつかる所に石積みがなされていたと思われる。構形前の武者溜に入る所には堀側から高さ 0.5m程度の土塁が張り出して小規模な虎口を想定させる。三日月堀の内側には、高さ 1 m程の比較的上幅が広い土塁がコの字状に置かれている。この土塁の東端と構形の土塁との間は幅3m程度切れており、その外側には 1 m下がって一辺約 6 mのテラスが、このテラスの東は南北に長い腰郭の南端にある。内構形の外側の土塁（②）は、東西に配置されている大形土塁よりも 2 m程張り出して築かれている。西側からは約10m、東側からは約20m中央に向かって張り出し、虎口は幅 4 m 程である。構形の内側の土塁は、外側と比べると、高さ共に 2 倍はある。この上に城門が築かれていたと考えられる。この土塁が20m程北に延びて、東斜面からの進入を防いでいる。人手内側の広場は一辺が約30mの方形を呈し、ここから北側に進むと東三ノ丸へ、西側に進むと大手口北側土塁の内側にある郭に出る。この広場の東には約 2 m下がって斜面を守る高さ 1 m 程の土塁が南北に40m程走る。この土塁の中央南側には虎口がある。この南は大手東土塁の外側に当たり、幅 5 m 程の帯郭が土塁に沿って三日月堀の北まで延びている。また、更に東斜面を下って高さ 3 m 程の土塁が北に延びている。この土塁は北に約50m確認できるが、それ以上は道路によって崩されている。ここにも虎口を想定できる。

大手の広場から西で東西三ノ丸の南にある郭は東西の三ノ丸との比高 8 m を測る。この郭には西側に虎口があり、大手から西側に進んだ場合城外に出ることになる。この虎口の北側に築かれている土塁は、高さ約 5 m、幅約10mを測る大きなものである。この虎口を出ると、西が急崖となり、南には三角形を呈する南郭（⑦）がある。

II 大手広場北側の施設

大手広場の北側は道路によって切られているため、遺構の状況は確認しにくいが、東三ノ丸の東南下まで道路を越えて平坦地が続く。東三ノ丸東側の中央にある括れている場所（③）では若干高くなっている。大手からの進入路はこの括れ部から三ノ丸に入っていたものであろう。この北には井戸と考えられる長円形の窪地がある。この東下には大手北東の虎口からの道が斜面を斜めに登ってきて東三ノ丸北東隅にある虎口に至っている。

III 東三ノ丸

大手の西北に当たり、南側斜面を道路によって切られている東辺約120m、南辺約40m、西辺約85m、北辺約80mの台形を呈する郭が東三ノ丸である。この郭は西側と北東側を高さ2m程の土塁が、東側の一部には高さ1m前後の土塁が併んでいる。南側は道路に切られているため確認はできないが、古絵図には土星の存在を示しているものが多い。大手に通ずる虎口が東中央にあり、北東隅には大手東北斜面にある施設に通じる虎口（④）が、西側土星の中央よりやや南には西三ノ丸へ通じる土塁越えの虎口がある。また、郭北西部には幅1~2mで両壁に石積みを施した東西に走る窪地がある。ここはこの郭造成時に不透水層まで削ったための湧水を処理する水路と考えられる。昭和37年の道路建設工事でこの郭の南東に石組の暗渠が検出されたが、この水を城外に出すためのものと報告されている。この郭の北は1m程高く東西約50m、南北約10mほどのテラスになっている。大手からの道は、郭の東側から北東に延びる土塁に沿ってこの郭の上（北）に登って更に上のテラス（⑤）に出る。ここから西に進んでいる。

IV 西三ノ丸

この郭（⑥）は東三ノ丸と土塁を隔てており、東西約40m、南北約80mのはば方形を呈する。北西隅には、4m程高い東西15m、南北5m程のテラスがある。南から西側にかけては道路によって旧状を変えられている。この郭の西には、4m下がって西側に土塁を併せ、北に井戸をもつた西郭（⑦）がある。この郭は北辺30m、東辺60m、南西辺30m、西辺40m程度を測る台形を呈している。この郭に至るには、大手の西に進み、西三ノ丸の南を回って、七里岩の急崖から北に進むルートと道路に切られているが西三ノ丸から坂を下るルートがある。

V 本丸南側の施設

西三ノ丸の北には大手からの道が通っている。この道は西三ノ丸中央北側にある虎口から北郭に入る。この虎口に接した北には本丸土塁下に向かう虎口がある。この虎口（⑧）の北には幅3m程の豊堀と思われる溝が本丸土塁直下に延びている。この北郭は南に高さ約1.5mの土塁が長さ90m程西に延び、ここで西から鉤型に延びてくる土塁と虎口を形成している。ここに西郭からの道が通じ大手からの道は一つとなり、この郭の北西にある緩斜面を登って從来から馬出と呼ばれている方形の郭（⑨）に出る。この郭は、二ノ丸の南に接続しており、東側を除く三方に土塁を巡らしている。ここから二ノ丸南虎口には、坂を登る。

VI 本丸東側の施設

東三ノ丸の北東にある虎口から北面に斜面を登る長さ約50mの土塁は、本丸土塁南東隅に向

かうが、それより下にある帯郭の下で止まる。ここには北から延びる基底部に石積を作った上堀が築かれている。この帯郭は西を進むと南郭に至り、北に進むと本丸の東下にある稲荷郭に通じる。また、この郭の東下には、外側に上堀をもつ帯郭が配されている。この郭を北に進むと、城の北の帯郭に通じているが、一部隙道によって削られている。

VII 捜手とその周辺施設

城の西北隅で、七里岩の急崖と幅20mを越える水堀（外堀）の間を土橋によって渡ると捜手口（⑩）に至る。この造構は一辺20m程を測り、南に突き出た不正方形の構形を呈している。周囲の上堀は大手口のそれと比較すると低く、高さ1m程度である。この構形にある北側の土堀は内側虎口から2m程内側に入り、高さも増して東に約75m延び、南に曲がる。捜手から東にあるこの郭は外堀側を上述した上堀に囲まれ、南側は東西70m、南北15m程度の規模をもち、土堀側には幅2～3m、深さ1m程の溝が東西に延びている。これは捜手からの道である。

堀は捜手の東約100mで二手に分かれ、外堀は北に20m程鉤型に曲がって東に延びている。内堀は南に約40m進み直角に西に40m程進んで上橋で止まっている。道は捜手の内側虎口で東と南に分かれ、土堀に沿って東に進むと内堀の屈曲している所を木橋で渡り、本丸西北下（⑪）に出る。南に進むと内堀と七里岩急崖に造られて、堅堀の間を上橋で渡り、内堀の南を土堀に沿って東に進み、左右から上堀が迫り出していく虎口に至る。ここで（⑫）両道は合流して東に進む。この虎口の南には高さ3mの土壘がL字状に配されている。この土壘の南には径20m深さ5m以上を測る井戸がある。道は外堀に面した上堀が直角に曲がる内側には楕円形の井戸が設けられている。道はこの井戸の東で斜面を南に登ると北三ノ丸の下に出る。

VIII 北三ノ丸

この郭（⑬）は二ノ丸の北下に位置し、東西30m南北40m程度を測る北に突き出した三角形を呈している。内部は北にやや傾斜しており、周囲には土堀はない。この郭の北下で道より西の斜面には小規模の堅堀とも言える溝が長さ10m程見られる。捜手よりの道は、この郭の東を南に進んで、二ノ丸との間に虎口から二ノ丸に入る。

IX 二ノ丸

この郭（⑭）は、本丸の西に位置し、周囲を土堀によって囲まれ、東辺60m、南辺80m、西辺50m、北辺60m程度を測る凸形を呈する。大手及び捜手からの道が合流し、本丸とは比高差7m前後、距離20mを測る程度であるため極めて重要な郭である。土壠は北西側で一部確認しにくいほど低くなるが南側では2m以上、北側では外側との比高3mを測る。内部は比較的平坦であるが、道が通っている東側は深さ0.5m、幅10m程の溝となっている。

X 本丸西側の施設

本丸と二ノ丸との間には、周囲を土堀に囲まれた長方形の郭が南北に並んでいる。南側の郭（⑮）は虎口を南西と南東にもつ、東西20m、南北40m程度を測り、内部は平坦である。北側の郭は東西20m、南北50m程を測り虎口を北西と東にもつ。更に中央に石組井戸があり、西の

土塁は中央よりやや張り出して虎口を形成している。またこの上塁の中央には直角に西突き出しがあり、これと二ノ丸の北土塁の突き出で二ノ丸北の虎口が造られている。南の郭は大手口から二ノ丸を経て本丸に入る道に築かれた大形樹形としての機能が考えられる。しかし、直線的に本丸に入れているため、本丸の内側で北に曲げ、坂を登らせるような構造をなしている。一方北の郭は城の北側山腹を回ってきた道から本丸を守る最後の樹形である。ここでは本丸へは比高3mの坂を登るが、この坂の手前の北西虎口で直角に曲げている。つまり、どちらから本丸に入るにしてもほぼ同程度の障害を配置しているのである。

四 出構と周辺施設

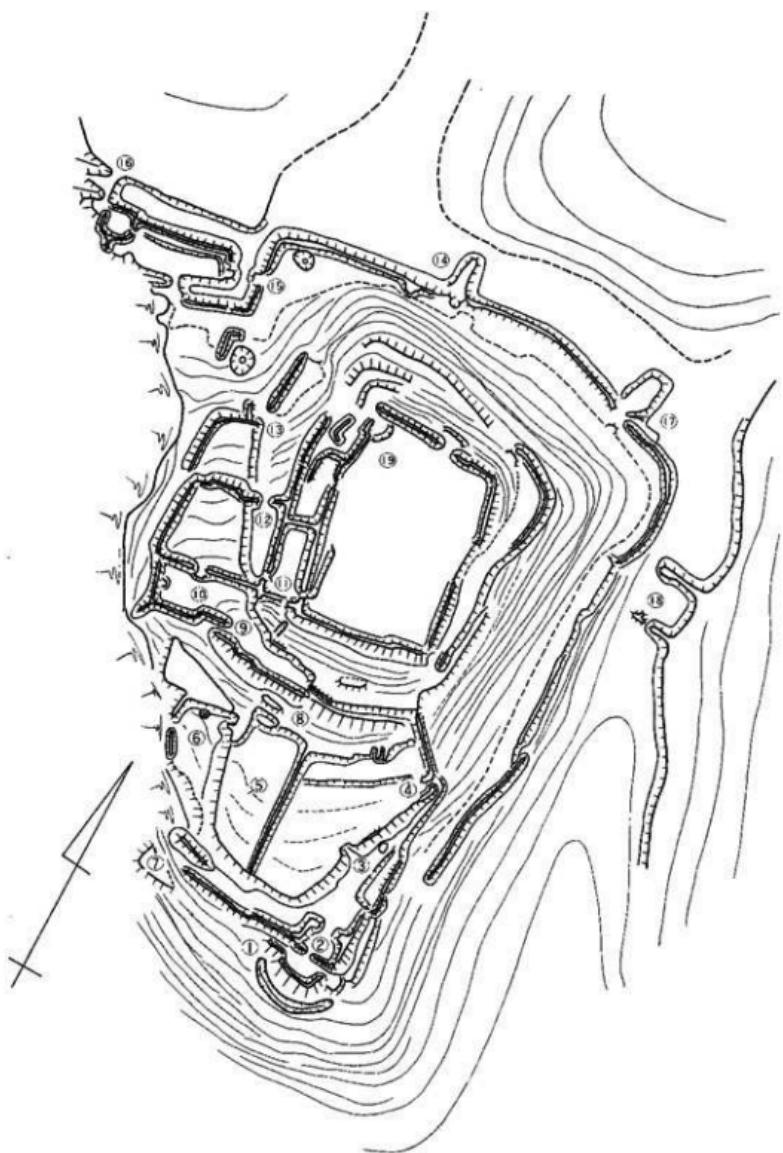
城の北側麓を取り巻く幅10~15mの帯郭には、堀側に高さ2m前後の土塁が構築されている。この土塁の上は、中央よりやや西側から東北にかけて他の部分より広くなっている。この上塁は2箇所で切れており、この部分から堀に向かって40~45m突き出した施設がある。この施設は「出構」と呼ばれ、この城の特徴の一つと言われてきている。西側の出構(⑩)は搦手口から250m程東に位置し、上述した腰郭の外側土塁から北(堀)に向かって大きく突き出している。現在確認できる造構の規模は、上段が東西12m、南北40m、高さ2~3m程度、下段が東西16m、南北45m、高さ1m程度の台形に近い形をしている。この造構が突き出ている部分の帶郭は、外側土塁が幅10m程切れ、帶郭の内部も幅5m程低くなっている。更にこの上塁の切れ目の東西には虎口状の施設の想定できる上塁の膨らみが確認される。東側の出構(⑪)は、ここから更に150m東に位置している。この造構は、東西20m、南北45m、高さ2mを測る台形を呈している。造構が突き出る帶郭の部分の状況は西の出構と同様である。

この出構の機能については、従来から攻撃軍に対して銃撃を加えるための施設と言われてきたりが、近年、堀の水門とする説が出されている。水門とするならば東側の出構は余りに堀の対岸と離れている。また銃座とすると、西側の出構と堀の対岸とは距離が近いと言えよう。この施設の性格については、今後の発掘調査結果に待つべきであろう。

堀は北側から東側に延びており、東側には現在灌漑用水池(⑫)として利用されている部分がある。絵図によると、池として描いているものもあるが、空堀と記しているものもある。絵図を描いた季節によって水の量に変動があるためとも考えられるが、上橋と記したり、樹形を描いているものもある。これは搦手付近の堀が水堀として描かれているのとは異なる。また「浅野文庫」の絵図によれば、出構とも木橋のための張り出し部分が見える造構が描かれている。現在標高は異なるが並行した2本の土手が堀中にある。これらが上橋、虎口の土塁、出構、堀のいずれかを明らかにすることは必要であろう。

五 本丸と北側斜面の施設

本丸(⑬)は山頂にあり、周囲を高さ1~2m程度の土塁によって囲まれている南北に長い方形を呈する。内部はおおよそ平坦であるが、東南部部分が北側に比べると1m程高い。中央には南北に長い窪地がある。東側の藤武神社の拝殿前は周囲より1m以上低いが、これは神社建



第3図 新府城要図

立に關係するものであろう。南西隅、西中央、北西隅、北中央、東中央、東南に土塁の切れ目があるが、大手口あるいは搦手口からのルートは、上述したように東南及び西中央にある虎口から本丸に入ったものと考えるのが妥当であろう。特に南西の虎口は本丸内部より低い場所にあり、虎口を入ると北に直角に曲がって40m程坂を登る必要がある。この施設を「しとみの構」と呼んでいる。西中央にある虎口は4m程の急峻な階段を登って本丸に入るルートであろう。北西隅、北中央、東中央、東南にある土塁の切れ目は下の帯郭への通路であろう。内部の施設については不明であるが、「しとみの構」の東に礎石と考えられる方形は柱頭をもつ平たい石が2個ある。またこの石に隣接して円形の窪地がある。この付近からは焼米が出たといわれている。この米は後世の人間が埋めたともいわれている。

北側斜面には帯郭が2段程巡り、特に北西コーナー付近には土塁を伴っている。東北斜面には稲荷郭と呼ばれる腰郭がある。この郭にも斜面側に低い土塁がある。東と北にはこれらの郭から比高30m程下がって東斜面には2段、北斜面には1段の帯郭が配されている。いずれも一部を除いて土塁が巡っている。堀はこの下方である。

その他

大手口の南には浅いが大きな沢が東西に延びている。北側からはじまる堀は、大手口の東あたりで幅が広くなり、自然の沢との区別を確認できない。城の西側の斜面の上には、上塁状の高まりが南北に続いている。これは七里岩急崖からの敵兵にとって有効な施設であった。

2. 研究史

新府城は、甲斐武田氏築城の最後の城として滅亡の前年元正9年に完成し、翌10年3月には落城、その後一時的に徳川氏が使用するものの、廃絶が早く、日本築城史上、築造と廃城の時期が特定できる貴重な城郭の一つとなっている。また、中世城郭から近世城郭への変遷の過程を示す城郭としてその存在意義は大きい。しかし今まで、この新府城に真正面から取り組み、築城史に位置づけた論考は罕て少なく、ほとんどは城跡の紹介にとどまっているが、子細にみれば、近年の傾向は新府城の綱張の把握と分析に意が尽くされてきており、今後の研究に資する点は大きい。

新府城の内容を記載する諸書は、「裏見寒話」、「甲斐名勝志」、「甲陽隨筆」など江戸時代の刊行物の中に多く散見され、なかでも1814年に編纂された「甲斐国志」は詳述を極めており、その後における研究の基礎的文献となっている。新府城の歴史的経緯の他に同城を取りまく家臣団の屋敷の配置などにも触れ、その視点は現在にまで通ずるところが少なくない。

明治、大正、昭和前半における新府城研究は、ほぼこの『甲斐国志』の記述と視点に追随する内容がほとんどで、新たな展開は少ない。又、1967年、68年に『日本城郭全集』、『日本城郭史料集』が相次いで刊行され、中世城郭の全国的集成が試みられるなかでも、新府城の調査研究は『甲斐国志』を超える内容を呈示し得ていないのである。

1978年には、「蘿崎市誌」が刊行された。その中世編では多くの文書類を駆使しながら新府

城の築造から落城に至る歴史的流れをとらえており、新府城研究を文献史学の面から大きく飛躍させるものとなった。一方、城跡踏査による新府城の拡張の分析は、1980年に刊行された、「日本城郭大系」によってなされた。同大系は、先の『日本城郭全集』の内容をさらに充実させる目的で刊行されたもので、その時点では知られていた全国の城郭がほぼもれなく提示されており、中世城郭研究に欠かせない文献である。新府城についても、この刊行に際して拡張が詳しく分析され、ここに至りようやく全容が正確に理解できるようになった。また、新府城から北方1.8キロメートルにある能見城と七里岩を分断する土壘状遺構及び家臣家敷の存在に改めて注目し、勝頼の城郭を中心とした街づくりの意図を示唆した点は興味深い。1987年に刊行された『国説 中世城郭事典』もそれぞれの遺構や全体の拡張をさらに詳しく分析しており、なお、城内のいくつかの個所を指摘しながら全体的に未完成部分を多く残す城郭と意義づけている点は注目に値する。

以上のように、新府城研究は近年に至りようやく文献史学の面からと拡張研究の両面から活発に展開されるようになってきたが、それぞれの遺構のとらえ方には依然大きな格差がみられ、今後に多くの課題を残している。一例をあげると、新府城で最も注目しなければならない遺構の一つに北側の堀に突き出して設置される東西二つのいわゆる「出構え」があるが、これについて「鉄砲や大砲のような新鋭兵器をもって敵の攻撃に対抗するためにくふうされた構え」とし進んだ築城技術とみる見方と、単に「濠の数か所に堰堤を設けて階段状に水を溜める工夫をしたもの」としてこの城の弱点とする全く相反するような二つの見解が提起されているように、個々の遺構の性格付けや機能の把握にいま一歩客観性に乏しく、今後はこうした遺構群の評価付けを含め、層縦密な分析と検討を要しよう。

さらに、甲府の鷹躑ヶ崎館、要害城から新府城に至る歴史的経緯とその築造の意義を中世城郭史の全体像の中に位置づける作業も、今後に託された大きな課題の一つである。

第5章 新府城跡指定までの経緯と現状

—史跡指定までの経緯及び史跡の現況・現状変更等について—

(1) 史跡指定までの経緯

昭和41年から昭和42年にかけて、新府城跡を県史跡に指定し保存を計っていこうという機運が高まり、県教育委員会は蘿崎市教育委員会及び地元土地所有者等と協議を重ねた。昭和42年秋、ようやく地元の同意が取れた頃、国の文化財保護委員会より「新府城跡は国指定史跡の候値あり」との見解が出され、調査官が現地視察のため来県した。その段階から、新府城跡をめぐる機運は一気に国指定へと動いていくこととなる。国指定までに至る過程は以下のとおりである。

- 昭和42年10月4日～6日 文化財保護委員会の黒板昌夫主任調査官来県、現地視察。
 - 昭和42年11月2日 文化財保護委員会は史跡として答申。
 - 昭和43年～昭和46年 土地所有者及び管理者の指定同意等の手続きが行われる。
 - 昭和47年3月23日 蘿崎市教育委員会が史跡指定申請書を提出。
 - 昭和48年7月21日 史跡指定告示（文部省告示第127号）。
- なお、管理団体指定の経緯についても以下に示す。
- 昭和54年12月15日 蘿崎市長より史跡の管理団体指定申請書が提出される。
 - 昭和55年～昭和60年 土地管理者等の管理団体指定同意の手続きが行われる。
 - 昭和61年4月30日 管理団体の指定告示（文化庁告示第7号）。

(2) 史跡内の土地状況について

新府城跡については、その史跡指定地の面積は公簿上 257,721.1m²となっているが、今回の保存管理計画策定事業に伴う航空測量の成果により 276,568m²という実測値が出されており、公簿より約27m²近く広い値となっている。ここでは現在の史跡内の土地状況について説明を行うが、一応公簿上の面積及び地目を使用することとする。

① 地目別上地状況（表1・第4図）

新府城跡については、指定面積 257,721.1m²のうち80%が山林となっている上、宅地が全く存在しない。また果樹畠等もわずかに存在するだけである。このような例は、県内の他の史跡と比較した場合、きわめて特異な例といえる。とりわけ史跡を保存していく上で最も問題になるのは、住宅等の建築及び果樹等の植え替えであり、県内の他の史跡はその問題で日々頭を悩ましているのが現状である。つまり新府城跡は、史跡保存の目的のためには、県内の史跡の中でも最も良好な状態を保っている例といえるだろう。

史跡面積の80.1%を占める山林については、一般的な建築用資材の生産等はほとんど行われていないようである。多い例としては、シイタケ栽培等に使用する木材の伐採などであり、ほとんどの山林は夏季などは人が足を踏み込めぬほど低草木が生い茂った状態である。城跡の各

種別	山林	畑	境内地	水田	沼	道	原野	合計
面積 (m ²)	206783.5	18857.4	14932.4	10110.0	3511.0	2541.5	985.0	257721.1
割合 (%)	80.2	7.3	5.8	3.9	1.4	1.0	0.4	100.0

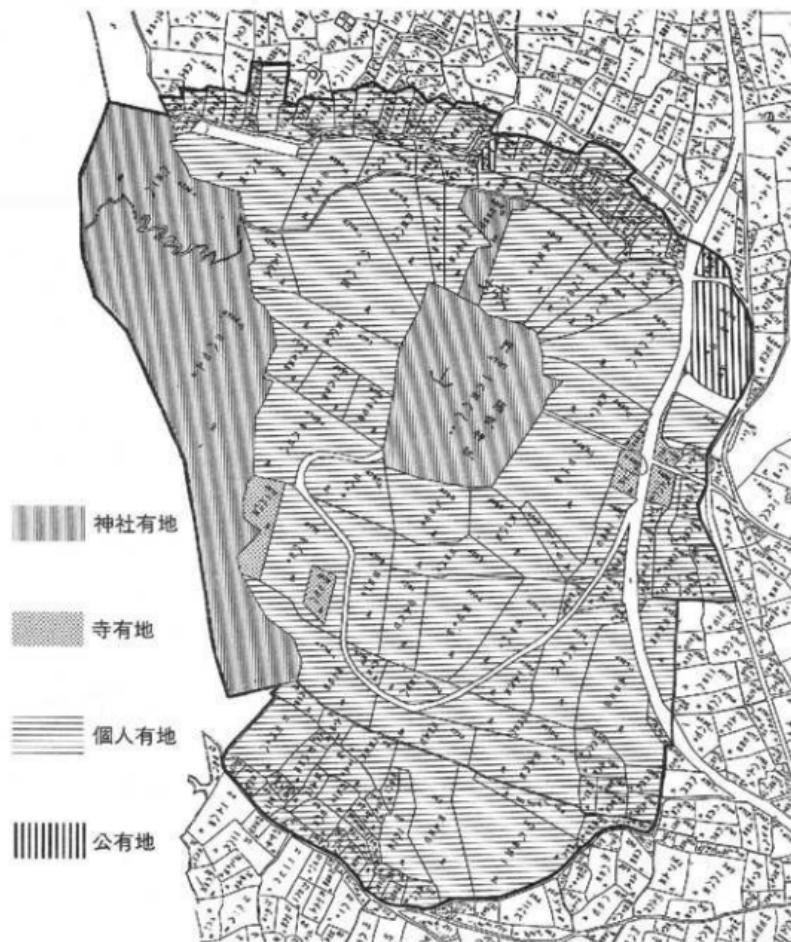
表1 史跡新府城跡地目別土地状況



第4図 新府城跡地目別土地状況図

種別	個人有地	森武神社	公有地	恩昌寺	合計
面積 (m ²)	191293.8	52909.7	9005.6	4512.0	257721.1
割合 (%)	74.2	20.5	3.5	1.8	100.0

表2 史跡新府城跡所有者別土地状況



第5図 新府城跡所有者別土地状況図

遺構の迫力あるすばらしい姿を明確に観察できるのは冬季のみに限られる。なお史跡西側の七里岩断崖法面の地目は山林となっている。

史跡内で山林の次に面積割合を占めるのは畑地である(7.3%)。畑地は指定地の縁辺に分布しているが、北側については使用されていないものが多い。

城跡のうち本丸跡は藤武神社の境内地(5.8%)となっているが、昭和39年4月1日以降姫崎市が公園地として借用して今日に至っている。

水田(3.9%)については、堀跡遺構との関連が強いためか城跡北側縁辺のみに集中している。しかし現状はほとんど使用されておらず、蔽状を呈している。

その他、道は史跡東斜面を県道茅野・小瀬沢・姫崎線が、その県道から城本丸跡までを市道が、史跡北側を農道兼歩道がそれ走っている。他に南側に若干の農道が存在する。

② 所有者別土地状況(表2・第5図)

所有者別の土地状況について見ると、個人有地と藤武神社の所有地を合わせただけで指定面積の約95%を占めることになる。

個人有地(74.2%)は大部分が山林であり、他は田畠と若干の原野で構成される。藤武神社所有地(20.5%)で主体をなすのは境内地ではなく七里岩断崖法面の山林であり、他に山林を1筆所有している。恩昌寺所有地(1.8%)はすべてが山林である。公有地(3.5%)は道路敷及び国有水面が主である。史跡管理団体の姫崎市が所有しているのは県道から城本丸跡に至る市道のみであり、過去史跡保存が目的で土地が公有化されたことはない。

その他、先にも記したように史跡内に宅地は全く存在しないものの、南側の果樹園の一角に農業用建造物が存在する。また本丸跡には神社に関連する建造物が若干存在する。

③ 現状変更等について(第6図)

史跡新府城跡では史跡指定から昭和63年3月1日現在、現状変更許可申請書は8件提出されている。およそ14年間で8件であるから、史跡としては現状変更が少ない例であると思われる。現状変更及びそれに類する行為を古い順に示す。

① 「災害復旧」(史跡指定以前)

時期 昭和30年10月8日

内容 台風の影響で城跡東斜面の一部が崩壊し、石組の暗渠排水路が露出した(図版1)。排水路は大人が入れるほどの大きさであったらしいが、そのまま埋め戻されたという。

② 「道路建設」(史跡指定以前)

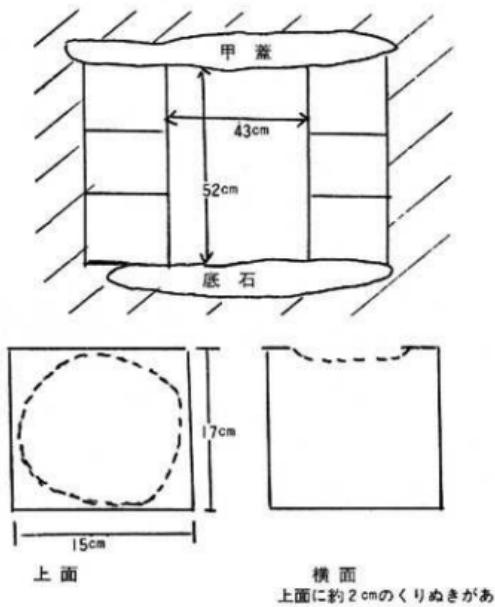
時期 昭和37年3月9日

内容 市による県道から城本丸跡に至る観光用道路の建設。重機の使用による工事中に東三の丸跡の南端で暗渠排水路が発見される(図I・図版2)。加工石材を使用した立派な遺構である。当時旧状に復して埋め戻したが、現在は車両の通行により天井石



1955年10月8日 新府城跡東斜面暗渠

図 I 通跡断面図(三の丸南側暗渠水路)





暗渠横断場所



三の丸南端暗渠

の一部が露出している。

③ 「武田家終焉四百年記念碑設立」

内容 本丸北側の上星際に幅6.67m、高さ3mの石碑を設置する。

申請 昭和56年11月5日（申請者 荘崎市長 内藤登）

許可 昭和57年3月8日（文化庁長官が許可）

備考 許可に関しては「将来、当該地域を整備し、碑の設置場所が適切でないと判断された場合は、計画に従ってこれを移設すること」という条件が付されている。

④ 「本丸跡等整備』

内容 本丸跡におけるトイレ改修、水道管設置、大塚・小塚盛土、柵設置、桜植樹。

申請 昭和57年3月2日（申請者 荘崎市長 内藤登）

許可 昭和57年4月9日（文化庁長官が許可）

備考 市が無許可で工事を開始し、二度にわたり県に工事中止を命じられる。市助役等が直接文化庁に謝罪に行き厳重注意を受ける。後日、市長名で謝罪文を提出した。また、桜の植樹については許可されなかった。

⑤ 「道路の簡易舗装」

内容 城跡北側の既設道路の舗装工事。農道として使用する。

申請 昭和58年7月13日（申請者 荘崎市長 内藤登）

許可 昭和58年7月30日（県教育長が許可）

備考 赤褐色に塗装された道路であり、幅2.5m、長さ300mの規模である。現在は史跡の遊歩道として多く利用されているようである。

⑥ 「上留フェンス設置』

内容 城跡東斜面の台風による土砂崩れ箇所の修復工事。

申請 昭和59年6月30日（申請者 荘崎市長 内藤登）

許可 昭和59年8月13日（文化庁長官が許可）

備考 昭和58年の台風の災害復旧工事である。昭和30年に暗渠が発見された箇所と同じ箇所と思われるが、この時は確認されていない。

⑦ 「案内板設置』

内容 城跡東側の階段登り口に史跡の案内板（縦約2m、横約3m）を設置する。

申請 昭和59年9月14日（申請者 荘崎市長 内藤登）

許可 昭和59年12月3日（文化庁長官が許可）

⑧ 「水路改修』

内容 農業用水路の改修工事。

申請 昭和59年9月17日（申請者 荘崎市長 内藤登）

許可 昭和59年11月13日（文化庁長官が許可）



第6図 現状変更等位置図

⑨『立木伐採及び植栽』

内容 シイタケ栽培用の立木伐採及び植栽

申請 昭和60年2月15日（申請者 青木徳明）

許可 昭和60年6月3日（文化庁長官が許可）

⑩『説明板・標柱設置』

内容 史跡内の8箇所に説明板・標柱を設置する。

申請 昭和60年3月18日（申請者 芦崎市教育委員会教育長 岩下俊男）

許可 昭和60年6月3日（文化庁長官が許可）

⑪『駐車場建設』（史跡指定地外）

時期 昭和61年4月

内容 市が城跡北東部に駐車場を建設するのに伴って事前に発掘調査を行った。その結果、堀跡が史跡指定地外（北西方向）へ拡がっていることが判明した。

以上が現在までの史跡に関わる現状変更等の行為である。最後に問題点として二つの点について記しておきたい。

まず現状変更の申請者の問題である。個人名で申請が上げられたのは⑨の『立木伐採及び植栽』のみであり、これとシイタケ栽培行為が目的で、同様な行為については多くの場合史跡への影響の少なさ等から申請手続きは取っていないのが現状である。つまり史跡指定以後、実質的な現状変更は市当局のみが許可申請を行ってきたわけであり、県内の他の史跡と比較すると極めて特異な例といえる。

第二に、史跡指定前及び指定以後をとおして、新府城跡にとって最も大きな損失行為は本丸跡に至る道路の建設と思われる。それは確かに指定前に行われた行為であるが、指定以後今日に至るまで史跡の保存に影響を与え続けている。暗渠排水路が露出したり、道により切断された土塁等の断面で土採取が行われている。これらは車両の自由な通行に原因があることは明白であろう。後者は昭和54年頃問題が表面化したが適切な対応が為されておらず、現在もまだ行われている違法行為である。

しかしこれらの問題は今回の保存管理計画策定事業を進める中で、芦崎市自身の力で克服されて行きつつある。とくに本丸跡に至る道路については、保存管理計画の中でその処遇が明記されており、市当局のこの勇断は高く評価されるべきものである。今後史跡の公有化が進められながら、将来的には道は廃棄され、発掘調査等の成果により築城当時の通路、土塁、郭等が見事に復元されていくであろう。その日が一日も早く来ることを心から期待している。

史跡公有化参考資料

種別	民有地	社寺有地	公有地	その他	合計
面積 (m ²)	88127.61	51803.00	28275.39	4267.00	172472.00
割合 (%)	51.1	30.0.	16.4	2.5	100.0

〈史跡武田氏館跡〉

種別	民有地	社寺有地	公有地	その他	合計
面積 (m ²)	33582.95	6626.06	4834.00	1245.49	46288.50
割合 (%)	72.6	14.3	10.4	2.7	100.0

〈史跡甲斐国分寺跡〉

種別	民有地	社寺有地	公有地	その他	合計
面積 (m ²)	35664.17	1024.63	10684.43	-----	47373.23
割合 (%)	75.3	2.2	22.5	-----	100.0

〈史跡勝沼氏館跡〉

種別	民有地	社寺有地	公有地	その他	合計
面積 (m ²)	5838.00	-----	30174.00	-----	36012.00
割合 (%)	16.2	-----	83.8	-----	100.0

〈史跡銚子塚古墳附丸山塚古墳〉

種別	民有地	社寺有地	公有地	その他	合計
面積 (m ²)	-----	-----	3229.90	-----	3229.90
割合 (%)	-----	-----	100.0	-----	100.0

〈史跡金生遺跡〉

種別	民有地	社寺有地	公有地	その他	合計
面積 (m ²)	1985.00	-----	238.00	-----	2223.00
割合 (%)	89.3	-----	10.7	-----	100.0

〈史跡甲斐国分尼寺跡〉

表3 県内他史跡の所有者別土地状況(昭和62年12月末日現在)

蘿崎新府館築城人足徵發令書（天正九年）

出浦右近助昌相伝、蘿崎築城人足徵發令書

就レ示預上意、令レ啓候、仍新御館被レ移レ御居候之條、御分國中之以一人夫、御一普請可レ被レ成置候、依レ之、近習

之方ニ候跡部十郎左衛門方、其表為二人大夫御改、被レ指追候、

御條目之趣、有二御得心、來月十五日ニ御領中之人々も着府候様

ニ可レ被レ仰付候、何も自家十間、人足也人宛被レ召寄候、

軍役兼ニ者、人足之根米ヲ被レ申付候、水役之人足可レ被レ差

立候山、上意候、御普請日數三十日候、委曲跡十可レ被レ申候、

恐々謹言、

正月廿一日

真安

（長岡寺殿御事蹟稿）（（元治編史稿卷15）

原隼人佑殿

武田勝頼文書

為ニ其地普請ニ在陣、昼夜勞煩令レ察候、雖レ然ニ分固堅固之備、極ニ此一事ニ事候条、乍ニ苦勞一以レ夜耕レ曰、你、被、入、下、念ニ可レ被レ相扶、儀憑入候、委曲令レ附ニ為秋山惣九郎口上、候間、不能レ具候、恐々謹言、

（元治五年）
二月六日

原隼人佑殿

（甲府市根津晴雄氏蔵）（（新崎市史）資料編）

勝頼（花押）

〔新編會津風土記〕六 提要三〔（信濃史稿卷15）
為ニ其城普請ニ長ニ在陳、苦勞察レ之、幸近日令ニ出馬ニ候条、乍ニ大儀、弥將謂可レ被レ相扶ニ事肝要候、委曲溫常陸介可レ申候、恐々謹言、

（元治五年）
三月六日

浦野孫六郎殿

〔新編會津風土記〕六 提要三〔（信濃史稿卷15）

〔（元治五年）
勝頼（花押）
〔（元治五年）
勝頼（花押）

〔参考資料〕
〔諸州古文書〕甲州 〔（信濃史稿卷15）
為ニ其城普請ニ長々在陳、苦勞察之候、幸近日令ニ出馬ニ候条、乍ニ大儀、弥將謂可レ被レ相扶ニ事肝要候、委曲溫常陸介可レ申候、恐々謹言、

（元治五年）
五月十二日

岡部丹波守殿

勝頼（花押）

〔土佐国憲簡集残篇〕

佐竹家入権原政景書状

権原政景書状写 (一)

「小瀧之地去月廿九落店^(主本大瀧)止大牛瀧、即剝義重被御打入之山、誠以御大切之至候、義重被^(主本大瀧)悅一義、不レ及二事非一候、^(三美無二)相述^(主本大瀧)歸着、甲府へも跡修二号ニ横田治部少輔一仁指添申達候、小瀧之仕合到来之初迄、路修爰元在瀧之上、漸甲府へも可レ有ニ其間一候、然而彼御證文義重被覽、不レ常喜悅云々、體面可レ被レ及ニ使者一候、^(主本大瀧)又從又從、貴國義重神名御所望之案書去春來着、如レ其被ニ認満一候、御使者次第可レ被^(主本大瀧)及一血判一候、毛頭無^(主本大瀧)油断^(主本大瀧)勿論候、諸邊義類如一思召義、拙夫一身大慶不レ可レ過レ之候、下總御本意も不レ可レ在レ程候條、父子ニ一人懲越、相應之義可ニ走題^(主本大瀧)存分迄候、貴國御様子、全無ニ御心元一候條、種々路次相調、彼方指越中候、武庵進退之義、如何、度々令ニ申定候き、就中ニ美ニ申合候御挨拶も承届候、猶宜様ニ頼人迄も、武庵父子進退之義、拙夫兄除候様ニ可レ為ニ分別一候、不ニ打置^(主本大瀧)申入透可レ有ニ御傳達一候、將又甲佐^(主本大瀧)御奏者之義、何も申分候、余者口門申合候、恐々謹言、」

（天正九年）
拾月十八日

権原

政景（花押）

追而甲府ニ者、号ニ蘿崎^(主本大瀧)地被^(主本大瀧)築ニ新城^(主本大瀧)去月著書悉出来候、當分ニ候、猶追々可^(主本大瀧)申入一候、路次及候間、^(主本大瀧)希^(主本大瀧)申候、以上」

元悦
岡兵參

〔武州文書〔大蔵庫門〕〕 諸州古文書・内閣文庫

権原政景書状写 (二)

「先日以ニ使僧^(主本大瀧)申入候き、參着如何候、無ニ其心元一候、小瀧速被^(主本大瀧)入ニ御手一事、誠以心地好次第候、義重ニ者中^(主本大瀧)為ニ御手合、去十六西口出馬、五三日内敵領可^(主本大瀧)被^(主本大瀧)罷越一候、豆州戸倉在城笠原新六郎、甲府へ抽ニ忠信ニ付而、勝賴ニも彼口被^(主本大瀧)出張一候、定其口へも可レ有ニ其間一候歟、仍申定透能々被^(主本大瀧)聞召届^(主本大瀧)宜御心得任入候、猶口門可レ有レ之候、恐々謹言、」

（天正九年）
霜月廿四日

権原

政景（花押）

元悦
岡兵參

追而自ニ義重ニ被^(主本大瀧)及ニ書状一平、届參ハ自ニ北東一書中間前ニ候」

〔武州文書〔大蔵庫門〕〕 諸州古文書・内閣文庫

武田勝頼書状

「雖ニ未^(主本大瀧)通ニ音問一候上今度義類^(主本大瀧)申達候之條、染ニ一筆一候、向後貴國當方無ニ可ニ申合一候條、異ニ于他ニ御入魂候様ニ宣レ預ニ取成一候、委曲土屋右衛門尉可レ申候、恐々謹言、」

（蘿崎布記） 資料庫

武勝頼文書

河尻秀隆に宛てた織田信長軍令状（天正十年）

河尻秀隆に宛てた織田信長の書状

新館之普請、令^{スル}出来^シ之旨、被^シ聞召^シ及^ハ為^シ祝詞^{二種}并^ハ柳五十畝給候、誠^ニ御入魂^シ至^ム、不^レ知^レ所^レ謝候、内々近日可^リ移居^シ心底候之處、氏政家僕松尾張守次男立原新六郎^{豆州}、倉之在城、不^レ慮^シ當方幕下候之柔、為^シ彼國仕置^シ、令^{スル}出馬^一候之故、還引候、如何様備陣之節、以^シ使者^可、中遣^シ候、恐々謹言^シ

十一月十日
上杉殿

勝頼（花傳）

（山形県 上杉隆憲家所蔵）（平崎市誌下巻）

新館相移^シ於^シ神前^ニ被^シ甚^シ丹精^ニ守^フ御^カ会^シ則^シ頃^ニ就^シ、新館^ニ出^シ珍重候、猶^シ武運長久之懸^シ、任^ス入候、恐々謹言^シ、十一月廿四日
神長官殿
(茅野市 守矢早苗家所蔵) (2) (平崎市誌下巻)

重而十九日晩状被見候
飯田・大鳴落居付而、高遠一城敵相持候由、聞届候、然而先度申聞候可^レ然所、二三ヶ所傳城普請可^レ仕事專一候、不^レ可^シ由斷^シ候、武田四郎、高鳴ニ居候間、甲州^ノ引退候由、弥実篠聞属、重而可^シ中越^シ候、
一四郎、新城^ニらる靖事、普請不^レ出^シ来手広^シ候間、定可^レ為^シ其分候、然時ニ可^レ龍^ニ城築^シ由、得^シ其意^シ候、尚々四郎居所聞属^シ、注進^シ候、駿河口・関東口・川中島・木曾口、何^ヘも手當仕^シ四郎無人之由、是又可^レ為^シ其分一候、たとい人数候共、如^シ此候上^ハ、退治不可^レ有^レ程候、ところ我々不^レ出馬^シ以前、卒^シふ之動候てハ曲事候、城介事、是も如^シ言上^ハ信良出馬之間^ハ、むざとさき^ハ不^レ越候様、
一森勝^シ、梶原平八郎、各不^レ及^シ議合、先々^シ跡取^シ之山候、わかき者共候之間、此時迄迄^シ名をも取^シ、又我々へ訴訟^シ之たね^シも可^レ仕と存事^シて可^レ有^レ之候、聊^シ尔^シ無用之由、度々申聞候、猶以可^シ中遣^シ候、何も令^ス三令拘^シ、能々申聞候^シ其勤専^シ候、
一木曾人貢事^シハ、此方へ來^シ岩村ニ置候同前^シ候、我々出馬之時、召連候て可^シ取置^シ候、わざきものよて用^シも可^レ立候間、替^シおさふきもの^シ越候へと申遣候、則只今越候ものをハ九右衛門^ニあつけ置候、可^レ成^シ其意^シ候、
一高遠而可^シ陣取^シ之由、各令^ス相談^シ、あと^シの儀よく示合^シ、少も無^シ越度^シ候様、御儀肝要候也、
一月廿二日
信長（裏印）

河尻秀隆兵衛殿

（愛知縣豊明市所蔵文書）

武田勝頼夫人北条氏頼文

(おもろ資料)

「うやまつて申 きくわんの事

南無さみやうちやうらい八まん大はさつ此國のはんしゅ
として竹たの太らうとかうせしより此かた代々まほり
給ふにふりよのけき新出きたつて國かをなや

ますよつてかつ頼うんを天とうにまかせ命をからんして
できちんにむかふしかりといへともしそつりをえざるあいた
そのこゝろまちまちたりなんそきそよし政そくはくの
神りよをむなしくしあわれ身のふほをすて、きへいを

おこすこれみつからは、をかいする也なかんかつ頼るいた
い十おんのともからけき新と心をひとつにしてたちまち
にくつかへさんとするほんみんのなうらん佛はうのさまた
けならすやそもそもかつよりいかでかあく新なからんや思い

のほのを天にあかりしんいなをふか・らん我もこゝにし
てあひとにかなしむ派又らんかんたりしんりよ天

めいまことあらは五きやく十きやくたるたぐひしよ天かり
そめにもかこあらし此時にいたつて神しんわたくし
なくかつかうきもにめいすかなしきかなしこりよま

ことあらはうんめい此ときにいたるともねかわくはれいしん
ちからをあわせてかつ事をかつ頼一しにつけしめ

たまいあたをよもしりそんひやうらんかへむてめい
をひらきしゆめうしやうおんしそんほんしやうの事
みきの大くわんちやうしゆならはかつ頼我ともにしや
たんみかきたくわいろうこんりうの事」

うやまつて申

天正十ねん二月十九日

みなもとのかつ頼うち

(蔚崎市武田八幡神社所蔵)

理慶尼の記

「彼勝頼と申せしは、心武田の家なれば、（中略）館を御枕と定めさせ給ひて、何方へも落ちさせ給ふべき御心は夢程もましまさざりしに、爰に國人小山田と申せし人、母の尼公を人質に取られ參らせ、それ迄さんが計りに、仰はきこそ候へども、御身をまたく守り給へ。自らが在所都留の郡岩殿山と申すは、凡そ天下が向き候とも、一持持つべき山にてあり。夫へ御越し然るべきと申されければ、勝頼聞召され、こは口惜しきひことや、勝頼利なる間も、今生にあらん

程、敵に後を見すべきか。是にて待ち合はんと、大きに御腹立たせ給ふに、小山田重ねて申せられるは、（中略）御大将はさこそましまとも、御台所未だ苦みて春待ち給ふ梢の花の我が君様、彼と申し是といふ、余りに御心強くも、折に寄りしものをと、かき口説き申しければ、勝頼げにもと思召し、御館蘿崎を出でさせ給ふ。痛はしやな。（中略）其口も暮方になりければ、柏尾と申す所へ着かせ給ふ。

御台所仰せけるやうは、此寺の御本尊は、薬師如来と承はる。今夜是に通夜し、後の世を祈らばやと思ふなり。南無薬師琉璃光如米、自ら最後既に近づきぬと覚えてあり。後の世には、つ蓮の台の縁となし給へと。柏尾は垂崎より東なれば、東方淨琉璃世界を心懸け給ひて、斯くこそ詠じ給ひけれ。

西をいで東へ行きてのちの世の

宿かしわをとたのみほとけ

（中略）爰に儀なる田野と申す所に、御馬を寄せ給ひて、怠らひ給

へば、御台所の仰せる様は、斯かる野原の有様、思も寄らずや。斯くあるべしと知るならば、垂崎にて如何にもなるべき身の此迄來りて、屍の上の口惜しさよと、御涙を流し仰せければ、勝頼聞召し、自らもさこそ思ひつれども、彼の者に誣られと申すとも、御身痛はしきと思ひ参らせし故なり。（下略）

（勝沼町

大善寺所蔵）（垂崎市誌）資料編

徳川家康文書

穴山衆らに遣つた書状

急度申越候、仍其方何も其表案内者之事候條、本多豊後守父子・大久保七郎右衛門・石河長門守相談、新府中へ被レ移候而、信州表之計策畢竟第一候、我等儀も今日二日出馬候間、頼而其表へ可一打出候、恐々謹言

（天正十年一月）
七月二日

家康（毛利）

（家康）
有富大學助殿

穴山衆

別心也、家康より御座候由候、岡崎に越候、家康いか、伊勢地
を御のき候て、大兵へ即あかり候而、可迄御迎ニ越候、穴山者腹
切候、ミちにて七兵衛殿別心ハセツ也。

八日壬午、小田七兵衛、去五日ニ大坂にて三七殿御成敗之由候、

十五日辛未、雨降、明知ヲ京都にて、二七殿・筑前・五郎左・池
田紀伊守うちとり候山、伊勢かんへより注進候、

十九日乙巳、羽柴筑前所より、上方・篇ニ候間、早々帰陣候への

由申來候て、津島より鳴海迄候、

七月五日壬寅、駿府迄者陣候、家康江尻迄、

八日甲子、雨降、とうりう候、家康精進迄、

九日乙丑、精進迄者陣候、家康も中府迄、

十日丙寅、甲斐光寺迄、

十五日丁未、酒左信州之儀相済候て、来十七日大かはら・しらす

迄著陣候への由候、

十七日戊申、大かはら迄陣替候、

八月一日丙戌、雨降、相州衆出候、沙汰にてしらす迄引取候、
六日辛卯、相州氏直人數二萬餘、押出し候て、味方人數二千餘、

新府迄引取候、敵かけ付候、敵一里程ニ陣取候、古府中人數少々

かけつけ候、

七日壬辰、敵備押出候、味方備も新府山へ出候、敵半里程ニ陣取候、

八日癸巳、家康古府中より新府へ物見ニ被レ移候て、相陣成候、

十日乙未、家康陣ヲ新府城工被レ寄候、

十一日丙申、新府むかいニあら城普請候、

十二日丁酉、つるの郡より、伊豆北條新左衛門介、古府中近所迄
勤候、古府中留守居衆かけ合、隨一之者三百餘騎討取候、

廿六日壬辰、むかい取出番、一日一夜番也、

廿九日甲申、敵陣取近所、かり出候、雨降、

九月一日丙寅、敵物見來候て、酒左手寄乗動候、家康よりくみ給候、

十七日丁酉、物見番ニ當候、兵伏にて手負一人候、鱗小吉也、

廿七日壬午、一二日中、討可レ有山御ふれ候、

廿九日甲申、初鮮、城ニ御ふる舞候、

十月六日辛未、雨降、ミたけ小屋ヘ、鐵放衆番ニ、人つつ越候、

廿九日甲申、氏直無事相済候て、のき候、様子ハ、鶴の都ヲ此方
へわたし候、しち物ニ酒井小五郎、敵よりハ大道寺・山角越候、

十二月十一日壬午、古府へ出仕候、明日帰陣候への由被レ仰候、越

前芝田所より御音信候、池上物ニちら二十巻、はわた百把、鱗五
本也、

五月上・日丙戌、雨降、芝田は柴田勝家・羽柴秀吉との決戦を予期して、家康を説いたものであろう。

天正十一年四月廿五日・土、越前芝田、播磨羽柴筑前近江にて去廿、

日戦候て、芝山方まけ候、芝田一類うち候由候、

五月上・日丙戌、雨降、家康中州より一昨日九日ニ清松へ御骨の由候、

十八日乙亥、小田三七殿尾張内海にて腹切候、

六月五日丙寅、雨降、中府善光寺如来、去年三月甲信上様御討入之時、

上之介殿美濃立御移候ヲ、上様御父子御生涯之間、又甲斐國御へ
かへり候とて、岡崎迄御越候、

八月廿五日丙戌、雨降、家康昨日廿四日ニ甲州へ御馬一候、

十月一日丙寅、殿様中府より江尻へ被レ納・御馬一候、

〔史料大成本〕

家忠日記

天正九年十一月

十八日乙未、安上西尾小左衛門、信長來春駿中江可レ有レ御勤座、

兵根當城に移候て、相良へ被レ越候、送リニ越候、

注：当城とは三河国の牧野城をいう。鷹山信長が甲州攻めの準備として、この日

黄金五〇枚をもつて米八〇〇〇俵を買入れ、牧野城に貯えたのである（鷹山公記）

天正十年一月

六日乙未、酒左より信濃・木曾御味方必定にて、信長様近日御動

座可レ有レ之候間、普請之儀相延候、陣用意候面、左右次第可レ

被レ立由申来候、西郷新右衛門越候、

注：酒左は酒井左衛門尉也（家康の家老）、木曾は信州木曾守領主木曾義昌といふ。

二月、己巳未、江尻穴山、味方ニすミ候、

四日壬戌、穴山梅雪、家康へ見相候進上物、太刀折柄、鷹馬走、

家康より刀、鉄砲六四御出候、

八日丙寅、まくさ迄陣替候、家康きおきつニ御入候、

注：まくさはまんさの誤記か、眞浜であろう。

九日丁卯、法花寺ミのふ迄陣替候、家康まくさ迄御越候、中将殿

様六日ニ甲府へ押入被レ成、勝頼ハ山へ入候由ニ候、

注：法花寺ミのふは法華寺山久連寺、中将殿様は左近御中将殿用御寺をいう。

十日戊辰、市川迄陣ヲ寄候、家康もまくさより市川迄御越候、

十一日己巳、雨降、家康、穴山同心ニテ甲府、中将殿へ御越候、

武田勝頼父子、てんもく澤と云所ニ山入候を、瀧川手へ打取候て、

十三日未、うやニて取候馬、人、穴山所ほかへし候、

注：うやは、みやの轍、儀礼としての意。十一日未の同心は同伴の意。

十四日壬申、甲府・善光寺見物ニ越候、

十七日乙亥、上様、信濃諏訪迄御着にて、家康御越候、

廿一日庚戌、雨降、人數許本柄へ遣ハし候、

廿四日壬午、家康昨日諏訪より御帰候由候、

四月二日辛卯、信長様、甲府迄御越候由、

十日日戌、雨降、上様甲府よりうは口迄御越候、

十一日己亥、時島初音聞候、上様本柄迄御成候、三河衆山々谷々

ノ修理ニたちきり候て、返申候、大宮迄帰陣候、

十一日庚子、上様大ミヤ迄御成候、三川衆駿府迄被レ越候、

五月廿一日庚戌、家康去十五日ニ安土へ御越候、御山にて御ふる舞

候、十八日ニモ家康御せんヲハ、上様御自身御すへ候由候、各御

供衆ニモ、御手づから、ぶりもミコかし御引候山候、御かたひら

二つつづ被レ下候、一つハ女はう衆ミやけとて、くれなるノス、

シ之由候、

六月二日己卯、雨降、京都酒左衛門尉所より、家康御下候者、西国

へ御連可レ有レ之山申候矣、酉刻ニ、京都にて上様ニ明知日向守、

小田七兵衛別心にて、御生かい候由、大野より申来候、

四日庚辰、信長御父子之儀秘定候由、岡崎緒川より申来候、明知

—新府城跡関係参考文献一覧—

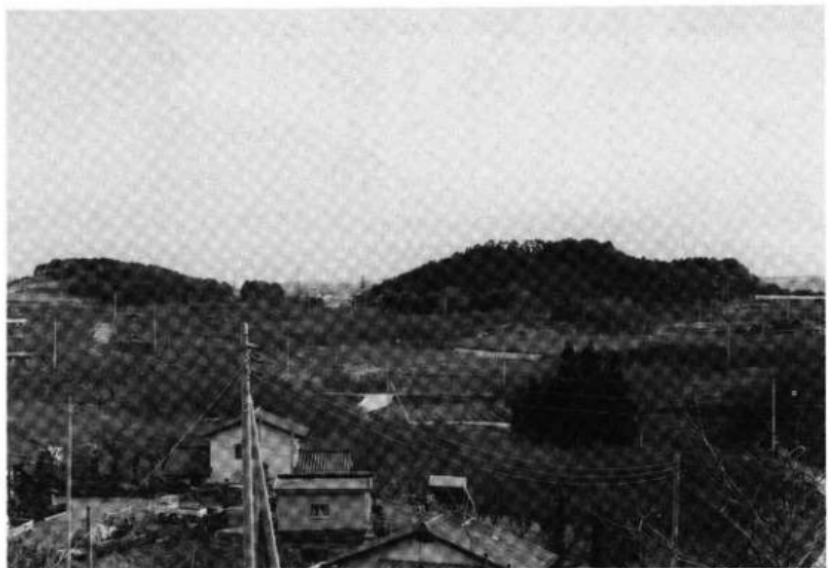
発行年	著者・編者	文 献 名	出 版 社 等
室町末期	理慶尼	「理慶尼記」	
"	春日總次郎	「甲乱記」	
江戸初期	小幡景憲	「甲陽軍圖」	
1660	小峰弘致	「甲國聞書」	
1715	片島深淵	「武田三代軍記」	
江戸中期	荻生徂来	「風流使者記」	
1732	村上氏某	「甲州斎」	
1752	野田成方	「裏見寒話」	
1783	萩原元克	「甲斐名勝志」	
1786	加賀見遠清	「甲陽隨筆」	
1814	松平定能撰	「甲斐国志」	
1850成立	黒川春村	「蓬山日記」	
1851	大森快庵	「甲斐叢記」	
"	不 明	「甲斐國歴代譜」	
"	"	「甲斐國古城志」	
"	"	「甲陽傳記」	
"	"	「甲陽遺聞錄」	
"	"	「甲斐國歴代譜」	
1894	小幡宗海、安藤誠治編	「山梨鑑」上巻 1982再刊	国書刊行会
1900～1907	吉田東伍	「甲斐地名辭典(大日本地名辭書抄)」	『甲斐志料集成』
1905	内藤慶助	「武田信玄事蹟考」 1983復刻	聚海書林
1908	上屋節堂	「甲斐国史年表」 1979復刻	歴史図書社
"	"	「武田史蹟」 "	"
"	"	「史談武田落」 "	"
"	"	「歴史地理の甲斐」 "	"
"	"	「趣味の甲斐史」 "	"
1915	山梨教育会北巨摩支会編	「北巨摩郡誌」	
1930	北巨摩郡聯合教育会編集	「北巨摩郡勢一斑」	山梨県北巨摩郡教育会
1932～35	荻原頼平	「甲斐志料集成」全12巻 1981復刻	歴史図書社
1933～36	廣瀬広一・赤岡重樹	「甲斐叢書」全12巻 1974復刻	第一書房
1964	内藤末仁	「武田勝頼」	中央図書出版
1966	山梨信玄まつり実行委員会	「甲斐の武田」	

発行年	著者・編者	文 献 名	出版社等
1966		『日本城郭全集』	人物往来社
1967	上野晴朗	『甲州風土記』	NHKサービスセンター 甲府支所
"	野沢公次郎	『甲斐源氏と武田氏』	東都山梨新聞社
1968	大槻伸輔	『日本城郭史料集』	人物往来社
1970	林 貞夫	『新・武田三代記』	甲陽書房
1973	磯貝正義・飯田文弥	『山梨県の歴史』	山川出版社
1975	武田八洲満	『勝頼』	毎日新聞社
1976	山梨県高等学校教育研究会 社会科部会	『山梨県の歴史散歩』	山川出版社
1977	伊藤祖孝	『甲斐文化財散歩』	学生社
"	島崎博則編	『山梨市郷村誌・北巨摩郡 1977復刻』	歴史図書社
1978	八参与志夫	『全国城址一覧 ～甲斐国～』 探訪日本の城 第2巻	小学館
"	鈴木 亨	『甲州歴史散歩』一武田三代の興亡～	
"	韋崎市誌編集委員会	『韋崎市誌』	韋崎市役所
"	上野晴朗	『定本 武田勝頼』	新人物往来社
"	手塚寿男編	『郷土史事典・山梨県』	昌平社
1980	山梨日日新聞社出版部	『武田史跡めぐり』	山梨日日新聞社
1981		『中州路シリーズNo.1 「歴史観光地、宿、食べ物」』	西東京出版
"	人文社観光と旅編集部	『郷土資料辞典』	人文社
"	山梨郷土研究会編	『山梨郷土史年表』	山梨日日新聞社
1982	上野晴朗	『落日の武将・武田勝頼』	"
1983	藤原茂男編	『ふるさとの想い出写真集 韋崎』	図書刊行会
"	末木 健・萩原三雄	『山梨の考古学』	山梨日日新聞社
1984	磯貝正義編	『山梨県風土記』	旺文社
"	角川日本地名大辞典編集委員会	『角川日本地名大辞典 ～山梨県』	角川書店
"	中村高志	『山梨の城』	山梨日日新聞社
1986	上野晴朗	『武田信玄 城と兵法』	新人物往来社
"	週刊朝日百科	『日本の歴史21. 城』	朝日新聞社
"		『山梨県の中世城館跡』	山梨県教育委員会
1987		『図説中世城郭事典』第2巻	新人物往来社
"		『武田信玄 はためく風林火山』	厚書房

—新府城古絵図一覧—

絵図名称(括弧内は正確名称不詳)	所在地・所有者等
諸国古城之図のうち 新府城之図	広島市立中央図書館 浅野文庫 (広島県広島市中区基町3-1)
甲州新府之城図	恵林寺 (山梨県塩山市小屋敷2280)
武田家持城絵図のうち 甲州新府	涌泉寺 (山梨県塩山市赤尾745)
甲州新府古城図	静嘉堂文庫 (東京都世田谷区岡本2-23-1)
新府城見取図	「雲川荘文庫所蔵古地図目録並解題」 (磯貝正義・飯山文弥『山梨県の歴史』山川出版社 1973年)
〔新府城古図〕	堤 盛房 (山梨県庄崎市中田町中条2796)
新府城図	不 明 (黒川春村「並山日記」1850年成立所収) 梅乃舎敬覚画
甲州新府城図	不 明 (上野晴朗「落日の武将武田勝頼」山梨日日新聞社 1982年)
甲州新府古城之図	不 明 (上野晴朗「武田信玄 城と兵法」新人物往来社 1986年)
〔新府城絵図〕	本光寺 (長崎県島原市本光寺町3380)

図 版



新府城跡遠景



東出構

図版 4



西出橋と中堤



水堀（西堀）



第5手口（内側から）



東南端虎口

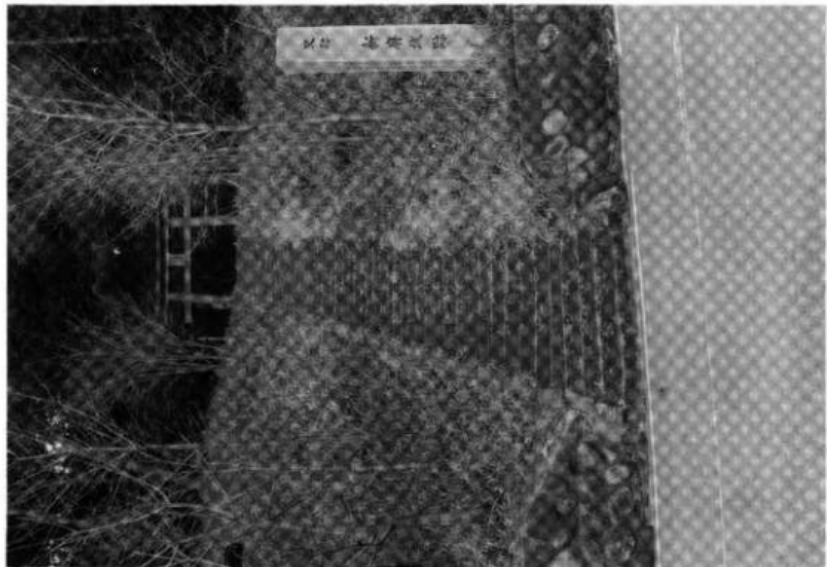
図版 6



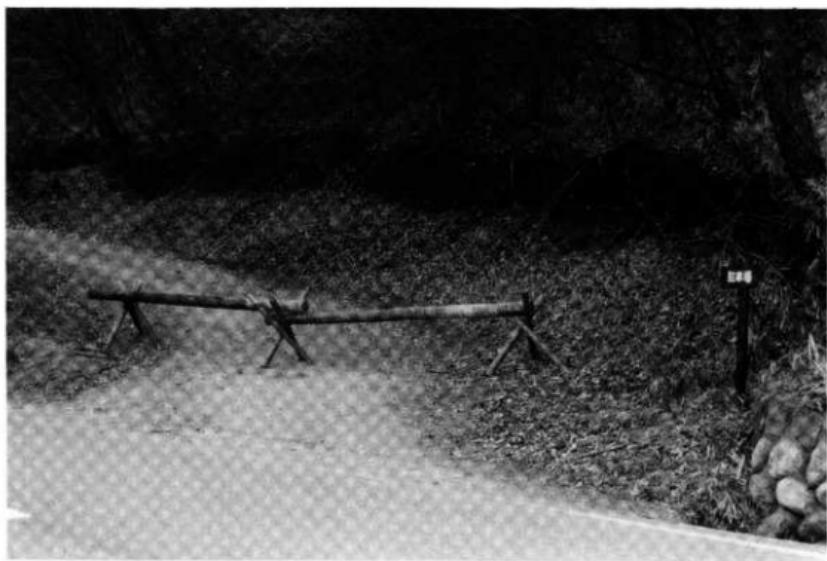
三の丸南端土採取現場



本丸南西端土採取現場



試験用車輪



自動車道バリケード

図版 8

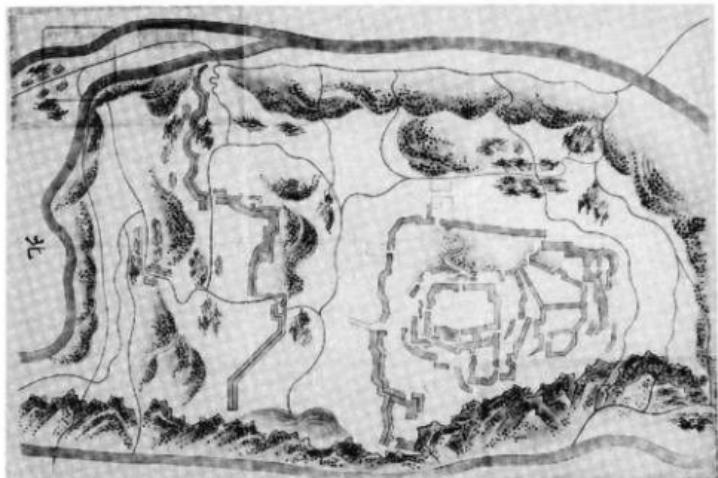


新府城跡空中写真(1948年3月31日撮影) (承認番号)昭63関復、第93号
この空中写真是、建設省国土地理院長の承認を得て、複製したものである。



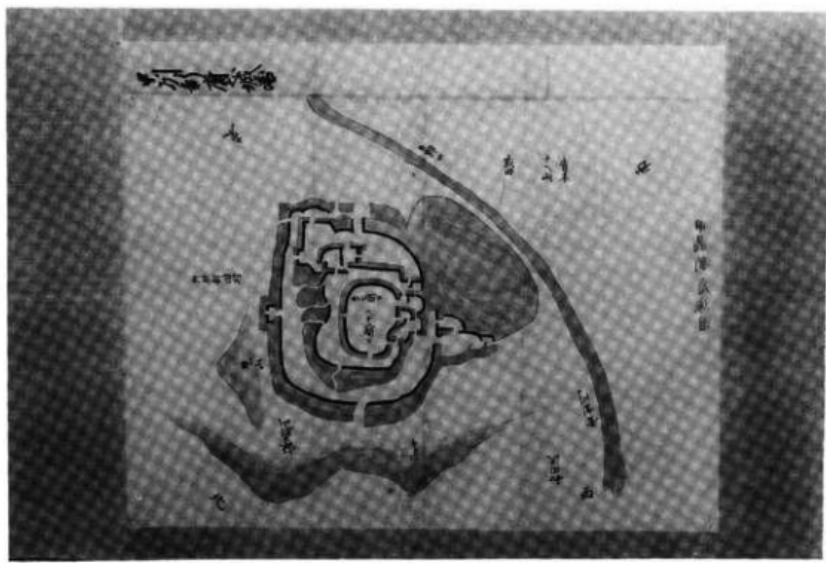
新府城跡空中写真（1987年7月24日撮影）

図版10



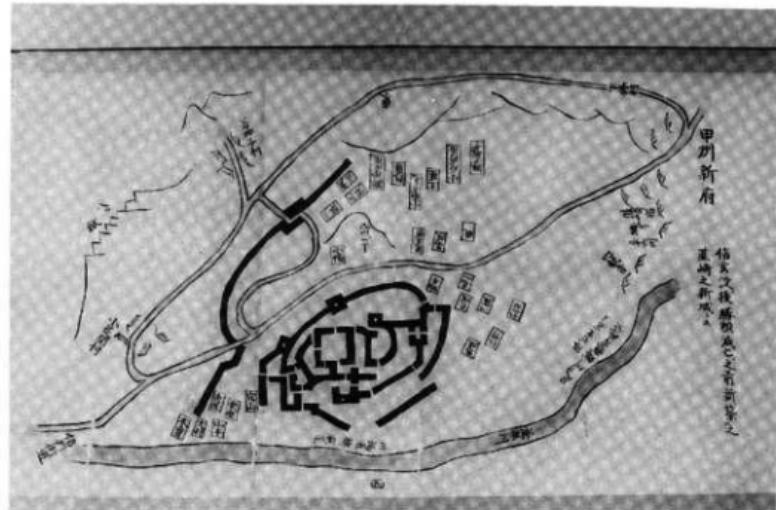
諸国古城之図・新府城之図

(広島市立中央図書館)

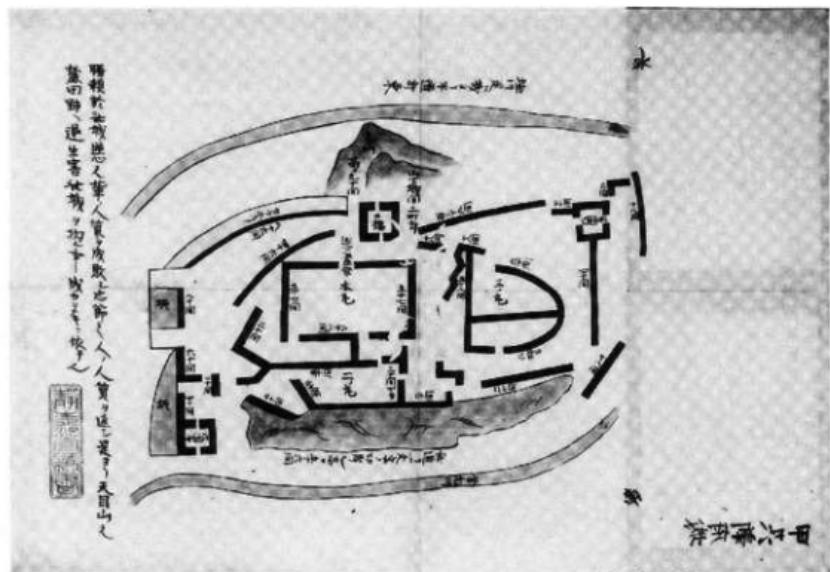


甲斐源氏之城図

(美術出版社)

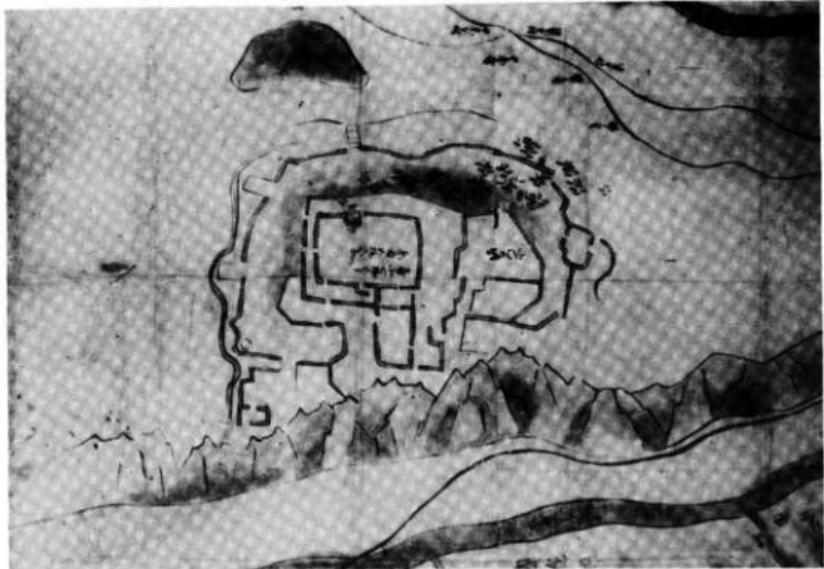


武田家持城図 甲州新府 (源泉寺蔵)



甲州新府古城図 (静嘉堂文庫)

図版12



〔新府城古図〕(堀盛房氏蔵・写真 佐藤八郎氏提供)



新府城図(「並山日記」)

史跡 新府城跡

保存管理計画策定資料集

発行日 昭和63年3月31日

発 行 莺崎市教育委員会

〒407 山梨県笛吹市水神・丁目3番1号

TEL 0551-22-1111㈹

印 刷 梶まいづる印刷
